

確信犯人の処遇に関する比較刑事政策論序説

——九・一一テロ事件以後の「テロリズム」の変化と政治的確信犯人に
対する刑事政策的対応を中心にして——

加藤久雄

I はじめに

II 九・一一テロ事件後の「テロリズム」の変遷とその原因

(1) 九・一一テロ事件前の「テロリズム」の概観

(2) 九・一一テロ事件後の「テロリズム」の概観

——「犯罪」から「戦争」へ

(3) 「テロリズム」の原因

III ドイツにおける一九六〇年代から一九九〇年東西ドイツ統

合までの「テロ事件」の特徴とその原因

(1) ドイツ赤軍派の終焉とニュー・マフィアの登場

(2) 冷戦終結後のユーロマフィアとテロ組織の登場

IV 九・一一テロ事件後のテロ組織とマフィア型犯罪組織の癒

着

(1) タリバンによる子供誘拐・臓器売買

——自国の子供を売ってテロ資金、何が「聖戦」か

(2) テロ資金の調達と核物質密輸

——麻薬取引・人身売買・絵画ドロボ

V 政治的確信犯人の処遇に対する刑事政策的対応

(1) 政治的確信犯人の処遇——「社会治療」処遇の導入

(2) オウム事件への破防法不適用の刑事政策的問題性

——刑法を改正してドイツ型「犯罪団体結成罪」・「テ

ロリスト団体結成罪」の導入を

VI 結びに代えて

I はじめに

本稿は、日ごろ学問的にも個人的にも尊敬する根岸毅教授が、二〇〇五年三月、慶應義塾を御退職されるのを記念して捧げるものである。根岸教授とは、わたしが慶應義塾に専任講師として就職して以来のお付き合いをしていただいている間柄で、本当に学問を愛され、決して人を傷つけない個人的にも本当に信頼できるいい兄貴分として尊敬してきた。そういう真の意味での学者タイプで、人間性豊かな先輩がまたお一人、慶應義塾を去っていかれることは本当に淋しい限りである。しかし、慶應義塾を退職されても、もう慶應には数少なくなってしまうスマートな慶應ボーイとしての生き方を後輩のわれわれに引き続き伝授していただくことと、益々ご活躍されることを祈念して止まない。

本稿の問題意識は、根岸毅教授が本誌七五巻三号二〇〇二年三四頁の「政治学者の責任」で「思考方法としての再行主義に関して私が本稿で展開した議論は、政治学でも試みられることが少ない類の論究である。私の議論も、日本語の著作としては一九八二年と一九九二年に、英語版は二〇〇一年七月に公表したばかりである。つまり、研究者の間でも、結論について意見の一致があるどころか、それが適切な研究課題であることも一般に認知されていない。政治学者を含む社会科学者の多くは、この種の問題に関心を示すことが少ない。この種の『価値の問題』は『科学の扱える範囲を逸脱している』として、手を着けない傾向がある。考えてみれば、現在と同じ『思考方法としての原理主義と再行主義の対決』の状況は、一九九一年のソ連邦の崩壊の際に意識されたはずである。その際、大方の政治学者、社会科学者は、事実としてのソ連邦の退場をもって『マルクス・レーニン主義の理論的打破』がなったものと錯覚し、この問題の理論的考察を充分には行わなかった。私たちは、重要な研究課題の一つに答を出す努力を怠ってきたことを認めなければならない。私は、これは政治学者の怠慢であり、

九・一一テロ事件の責任の一半は政治学者にあると考えている。専門家が手を着けない問題に対する答を基礎に
 してはじめて可能になる、『テロリズムを生みだす思考方法としての再行主義』の対立状況での『適切かつ筋の
 通った』態度決定を、一般の人びとにどうして期待できようか。⁽¹⁾と述べられたその問題意識に共感し啓発され
 たものである。

ところで、わたしは、ドイツを中心とした国際比較刑事政策の視点から、すでに一九九〇年の東西ドイツの統
 合以前のテロ問題や事件について、【1】拙稿「政治と女性犯罪―日独女性テロリストの比較研究―」、【2】拙
 稿「政治とテロリズム」、独文とこへ【3】Kato, Hisao, Zu politisch motivierter Frankenkriminalität.
 Eine vergleichende Untersuchung über japanische und deutsche Terroristinnen. In: Festschrift für
 Horst Schüler-Springorum (Zum 65. Geburtstag), 1993, S. 173-187. とにおいて論文として発表してきた。⁽²⁾

しかし、以下に多くのテロリズム専門家が指摘するように、九・一一アメリカ同時多発テロ事件（以下「九・
 一一テロ事件」という）以降、現在、自爆テロの多発で益々混乱・泥沼化して、未だ終結の方向さえ見出せない
 「イラク戦争」に至るまでの「テロリズム」の大きな変遷を正確に把握しないと、国際比較刑事政策の研究対象
 としての「テロリズム」とそれを実践したテロリストの処遇方法などの理解を大きく見誤る恐れがある。

前述のように、「私は、これは政治学者の怠慢であり、九・一一テロ事件の責任の一半は政治学者にあると考
 えている。」と根岸教授が述べられたが、これは何も、政治学者だけの怠慢ではなく、刑事法学者や憲法学者を
 はじめとする法律学者の怠慢や、現行刑法と監獄法は明治四一（一九〇八）年に施行されて以来、九七年間も改
 正していない立法者としての政治家の「刑事立法の不作為責任」はさらに深刻である。ただし、九・一一テロ事
 件以降急速に行われた「司法制度改革」の実施、特に、その目玉とも言われる重大犯罪に対する市民参加の「裁
 判員制度」や危険な重大触法精神障害者に対する「心神喪失者等医療観察法」などの新しい裁判制度や刑事司法

制度を担う法曹養成制度である「ロースクール」の開設に際して、果たして、九・一一テロ事件を意識した重大なテロ行為や国際的な組織犯罪などに対する明確な理念や認識が十分に検討されたであろうか。発表された新司法試験科目が、民事中心の経済弁護士養成に重点が置かれた科目に偏重していることは、新司法試験科目に「刑事政策」が採用されなかった一事を指摘するだけで十分であろう。ただ、同じ社会学者と言っても法律学者が政治学者と基本的に違う点は、特に、われわれ実定法学者には、国家や社会体制を根幹から転覆させたり、「人間の尊厳」を根本的に侵害するような残虐非道な犯罪行為には、具体的な撲滅対策や刑事政策を提示する役割を負わされていることである。

わたしは、以上のような問題意識から本誌七七巻四号二〇〇四年一頁以下の拙稿「ポストゲノム社会の『高度に危険な人格障害犯罪者』に対する刑事政策は如何にあるべきか―新『心神喪失者等医療観察法』と『高度に危険な人格障害犯罪者』に対する新しい刑事制裁制度に関する比較法的考察を中心にして―」を執筆した。⁽³⁾

また、わたしは九・一一テロ事件を、後述する「ユーロファイア」の専門家のブライアン・フリーマントル氏に面談した二日後、ケンブリッジの「経済犯罪シンポジウム」の会場で知った。フリーマントル氏の原著『The Octopus』⁽⁴⁾は、一九九五年に出版されており、一九九四年までのソ連邦の崩壊と東西冷戦の終結後のヨーロッパにおけるマフィア組織の再編成を中心に書かれたものである。その第三章「殺し合うための武器」(二一頁以下)では、ウラン・プルトニウム核スキャンダルにつき、マフィアとテロ組織の癒着の実態が克明に論述されている。僅か二日前にロンドンでその信じられない実態を確かめたばかりであったので、九・一一テロ事件をホテルのテレビで観てもあまりの偶然に直ぐには実感が沸いてこなかったのである。

二〇〇〇年のNHKスペシャル「世紀を越えて・第六集『テロリズム―無差別殺人の戦慄』」によれば、アメリカ合衆国のCIAやニューヨーク市では、東京地下鉄サリン事件の教訓を生かして国内テロ防止には万全のシ

ミュレーションを行っていたが、国外犯によるテロ行為にはいわば無防備であった。しかし、事件後FBIとCIAの縄張り争いや葛藤から明らかかなように、九・一一テロ事件の背後にはアメリカ合衆国をはじめとするマフィア組織の何らかの関与があったことは否定できないであろう。そして、事件の一年後から、ユーロマフィアの調査と共にヨーロッパにおける「テロリズム」や「テロ対策」の実態を調べるべく研究に着手した。

そこで手始めに二〇〇二年一月「九・一一テロ事件後のドイツにおけるテロ関連諸立法」に関する調査（公安調査庁委託研究）をするためドイツ連邦憲法擁護庁・ベルリン市憲法擁護庁・バイエルン州憲法擁護庁・ドイツ連邦情報局（BND）・バイエルン州刑事局公安部門・ユーロポール・テロ対策部門などを訪問し多くの情報を得た。また、インターネットから関連資料を収集分析した。しかし、インターネットからのテロ情報は、優に一〇万件を超えており、その詳細な分析は、将来の課題として本稿では、上記調査から得た一部の情報を中心にして論述するにとどめたことを予めお断りしておきたい。ただ、上記の調査研究の詳細な分析とその結論がまだ出せないままに、結論を先取りするのも変であるが、テロリズムの専門家の佐渡龍己氏が言われるように「テロリズムは、『犯罪』ではなく、『戦争』である。⁽⁵⁾」とするならば、根岸教授の問題提起にもかかわらず、一私立大学に勤務する刑事法学者としては、国際的テロ事件撲滅に関する刑事政策的対策論の展開や提言は不可能と言わざるを得ない。実際、ドイツでの調査で第一線のテロ対策担当官との対論での感想は、日独の法制度上のあまりの相違に、調査で得られた結果の九〇%近くは、その比較刑事政策研究者としての空しさであった。

しかし、九・一一テロ事件前後の犯罪組織とテロ組織が共同して行っている、テロ行為の手段としての武器を調達する資金獲得のための人身売買、臓器売買、麻薬売買など「被害者の『人間の尊厳』」や刑法で保護されている個人や社会の法益などを侵害したりする国際組織犯罪については、決して看過できない重大犯罪なので本稿では、戦争ではないテロ行為とそれを行うテロリストに対する国内刑事政策的視点からテロ問題の原因とそのテ

口実行犯の処遇モデルの模索を中心に論述していきたい。⁽⁶⁾

しかし、前述のようにわたしのような一私立大学の研究者には、研究を進めれば進めるほど国際的に巨大な犯罪組織やテロ組織と闘うには限界があり、その意味でもマスコミなどとの共闘も含めた国際的・学際的・統合的撲滅キャンペーンが必要である。もちろん、学者には学問の自由と表現の自由が最大限保障されるべきであることは自明の理である。しかし、特定の政治イデオロギーから警察・検察を中心とした暴力団などの犯罪組織による人身売買（臓器売買も含む）や非合法薬物取引などの撲滅対策の法制度化や刑法改正論議などを批判したり、反対したり、あるいは立法作業の意図的な不着手に沈黙したりして、そうした非合法活動を結果として助長したり、支持したりする言論活動は厳しく批判・指弾されるべきであろう。

しかし、わが国の法律学者の実態は、テロリストやマフィア・暴力団などの構成員達が、自分達の政治目的を達成したり不法な利益を獲得するために多くの無辜の人々の命や基本的人権を侵害している現実を正視せず、空理空論を談じていることである。まさにこうした学者達や「人権屋」と言われる法律家などは、旧オウム真理教への破防法適用に反対しながら何ら効果的な撲滅のための提案を提言もしないことは、まさに間接的に宗教テロ行為や海外における暴力団の人身売買や臓器売買などの違法な資金獲得活動を黙認・擁護し、それが、わが国の暴力団犯罪撲滅対策のネックになり、結果的に日本人が世界の女性や子供達へ行う虐待行為を容認していることになるのである。このようなタイプの法律学者や弁護士は、真理や社会的正義を追求する者としての資格はないし、また、「通信傍受」などを含んだ「組織犯罪処罰法」⁽⁷⁾などの成立に反対した野党系の国会議員などは、人道主義的法治国家の立法院の国会議員としての政治的・社会的責任を全く果たしていないばかりではなく、まさに不作為的に、あるいは間接的に撲滅対策妨害行為による人身売買や児童虐待の共犯者であり、世界の被虐待児や性的搾取の被害女性達やテロの被害に遭った無辜の人々の共通の敵でもあると言うべきであろう。

また、全世界がその宗教・政治的教義を乗り越えて、とにかく九・一一テロ事件後のテロ撲滅対策に憂慮している時に、ひとり日本のみが「テロ特別措置法」成立さえもモタモタさせていた。当時、野党の国会議員が、国会議員に与えられた言論の自由の特権を履き違え自らのホームページにテロの被害に遭ったアメリカをあざ笑うような内容の言葉を掲載したと報じられた。いくら私的なホームページとは言え国を代表する国会議員としての資質を問われ、日本を国際社会の中で噴飯ものにした責任を厳しく指摘すべきであった。

しかし、いまだに約八万五、〇〇〇人の暴力団員を有する犯罪組織や今や約一、六〇〇人の信者にふくれ上がった旧オウム真理教団⁽⁹⁾のような犯罪的宗教組織などに対する組織犯罪撲滅のために成立させたはずの「組織犯罪処罰法」では、国際比較法的視点からみると世界のマフィア対策やテロ対策の専門家の間では常識になっている「犯罪団体結成罪」(例、ドイツ刑法二二九条)や「テロリスト団体結成罪」(ドイツ刑法二二九a条)・新設の「外国における犯罪・テロリスト団体結成罪」(同二二九b条)、不法収益の全面没収規定(例、ドイツ刑法七三d条)などの導入さえもなされていないので、肝心な所では欠陥だらけのザル法になる危険性がある。大変単純な提言に思われるかもしれないが犯罪集団・テロリスト組織に「人・物・金」を与えない「三ない運動」を推進してその資金源を枯渇させ、もって団体や組織を壊滅させる具体的刑事政策を模索していかなければならない⁽¹⁰⁾、というのが本稿の基本的立場である。

- (1) 『原理主義と民主主義』(慶應義塾大学出版会・二〇〇三年)九六頁。
- (2) 拙稿「政治と女性犯罪―日独女性テロリストの比較研究―」中谷瑾子編『女性犯罪』(立花書房・一九八七年)二一六―三四頁。拙稿「政治とテロリズム」イマージョ(青土社・一九九四年)五巻五号二二八―二三三頁。
- (3) 拙著『人格障害犯罪者と社会治療―高度に危険な犯罪者に対する刑事政策は如何にあるべきか』(成文堂・二〇〇三年)一一三七八頁と拙著『ポストゲノム社会における医事刑法入門(新訂版)』(東京法令出版・二〇〇四年)一

一六二六頁なども同じ問題意識で執筆した。なお、前著に対して、わが国精神医学の最高峰に立たれる秋元波留夫先生の八〇〇頁にも及ぶ最近著『刑事精神鑑定講義』「まえがき」で『第一九講 触法精神障害者の処遇はいかにあるべきか』は大阪池田小学校殺人事件に触発され二年がかりの国会審議で可決、二〇〇三年七月一六日に公布された『心神喪失者等医療観察法』に対するわたしの精神鑑定の経験から見た批判と抗議である。触法精神障害者について刑事立法を怠っている先進法治国家は日本以外にどこにもない。刑法・監獄法（一九〇八年施行）改正の熱烈な提言者である慶應義塾大学法学部刑事法加藤久雄教授は、時代遅れの刑法の改正に逃げ腰のいまの状況を『立法の不作為』として怒りをこめて非難するが、まったく同感である。」と書いていただき、さらに同書七二〇頁では、前掲拙著『人格障害犯罪者と社会治療―高度に危険な人格障害犯罪者に対する刑事政策は如何にあるべきか』（成文堂）を引用され「刑法学者のなかには慶應義塾大学の加藤久雄教授のように刑法改正と『刑事治療処分』の導入を終始主張して論陣をはる学者もいるが、刑法改正には消極的な刑法学者が多い。」とも書いていただいた。

(4) Brian Freemanle, *The Octopus-Europe in the Grip of Organised Crime*, 1995, pp. 21-68, ブライアン・フリーマントル・新庄哲夫訳『ユーロマフィア』（新潮社・一九九八年）四八―六五頁。また、本書を引用するものに、林則清（元警察庁刑事局長）「組対法成立雑感」警察学論集五三巻二号二〇〇〇年三頁以下。

(5) 佐渡龍巳『テロリズムとは何か』（文春新書・二〇〇〇年）一二四号一六〇頁以下。

(6) Katoh, Hisao, *Human Trafficking and Organ Selling by Organised Crime*, Keio Law Review, No. 10, 2004, pp. 1-13. は、ケンブリッジでの「国際経済犯罪シンポジウム」での発表原稿に加筆・修正したものである。

(7) 拙稿「組織的犯罪対策法の実体的側面―加重処罰、マネー・ローンダリング、収益の没収等―」現代刑事法第一巻七号一九九九年四七頁以下。

(8) 平成一六年版『警察白書』一六二頁では、平成一五（二〇〇三）年の暴力団構成員の総数は、八五、八〇〇人（構成員：四四、四〇〇人、準構成員：四一、四〇〇人）としてゐる。

(9) 平成一五年版『警察白書』二七一頁では、平成一五（二〇〇三）年四月現在、教団は、全国一八都道府県に三〇カ所の拠点施設を有し、信者約一、六五〇人を擁して、近年、地方への進出が顕著であるとしている。

公安調査庁編『内外情勢の回顧と展望―テロと核の脅威に立ち向かう国際社会と日本―』（平成一七（二〇〇五）

年)「平成二六年の公安情勢の概要」二頁以下では、「アルカイダ」関連組織は、引き続き、中東のみならず欧州等においても大規模テロを頻発させているが、東南アジアでは、『アルカイダ』と関係を有する『ジェマー・イスラミア』(JI)によるとみられる爆弾テロが発生するなど、テロの脅威は深刻化している。こうした中、我が国国内でも『アルカイダ』関係者の潜入事例が判明し、さらに、『アルカイダ』指導者オサマ・ビン・ラディンを始めとする『アルカイダ』関係者が我が国をテロの標的として名指しする声明を繰り返し発するなど、国内外での我が国権益及び邦人に対するテロの脅威が高まっている。」

「2. 国内情勢」オウム真理教は、正悟師による集団指導体制下で『麻原回帰』の傾向を強め、二月に東京地方裁判所において麻原彰晃こと松本智津夫に死刑判決が言い渡されて以降は、信徒の動揺を抑えるため、『麻原回帰』をより一層鮮明化させた。また、教団が、引き続き、ヨロガ教室を装うなど教団名を秘匿した信徒の勧誘活動や、拠点の確保、資金獲得などの活動を続ける一方、修行により在家信徒や分派グループ信徒が死亡するなど、麻原の教えに基づく危険な修行を継続している事実も明らかとなった。」としている。

(10) この「三不運動」については、拙著『組織犯罪の研究—マフィア、ラ・コーザ・ノストラ、暴力団の比較研究—』(成文堂・一九九二年)一三三頁、二二二頁。

II 九・一一テロ事件後の「テロリズム」の変遷とその原因

(1) 九・一一テロ事件前の「テロリズム」の概観

(1) 「政治とテロリズム」前史

九・一一テロ事件以前の「テロリズム」とその後の「テロリズム」に変遷があるとすれば、事件後の「テロリズム」は「戦争」であり、「犯罪」ではないと主張されはじめたことであろう。もし、「テロリズム」が戦争であるとすれば、一刑事法学者の出る幕ではないが、例えば、自爆テロ行為、精神障害者などによる要人殺害テロ行

為、狂信的集団による地下鉄サリン事件のような宗教的テロ事件を起こした集団やその構成員の行ったような犯罪行為であれば、現行法や特別立法の適用対象として研究対象になりうるのである。

わたしは、すでに前掲拙稿「政治とテロリズム」⁽¹⁾では、概ね次のような事を中心に論述した。

『ブルートゥス (Brutus) お前もか!』の言葉とともに暗殺された古代ローマ共和制末期の政治家カエサル (Caesar シーザー) の殺害の有名な事件まで遡るまでもなく、『政治とテロリズム』の關係はすでに紀元前に、言ってみれば、人類が『政治という祭り事』を始め、主権者が国と人民を統治する手法が発見されて以来の歴史を持つている。わが国の歴史を振り返っても、わが国の政治史は、とくに、二〇世紀という時代には極論すれば『テロに明けテロに暮れた』⁽²⁾と言っても決して過言ではなからう。

昭和の初期、つまり大正デモクラシーの余韻に酔っていた人々を恐怖(テロ)で震撼せしめたのは、昭和七(一九三二)年五月一日に発生したいわゆる「五・一五(ごう・いち・ご)事件」であった。当時の若き陸海軍士官達が犬養毅首相にピストルをつきつけたが、首相はあくまで動じることなく有名な「話せばわかる」と制したが、犬養に説得されるのを恐れた海軍士官の一人が「問答無用、撃て!撃て!」と叫んだため、ピストルが発射され、首相は殺害されてしまった。また、保坂正康氏は「『五・一五事件』はクーデターというより、現役の前相を殺害したテロであったが、この事件は政治の世界では最大限に利用され、これ以降は議会での多数党から首班が選ばれるという事はなくなった。まさに議会政治は死んだのである。彼らの法廷には減刑嘆願書が山のように積まれ、『動機が正しければ何を行ってもかまわない』という倒錯した風潮が公然と容認されていった。」⁽²⁾と述べている。そして、事実、その後わが国は、第二次世界大戦(一九三九―四五年)に巻き込まれ、あのおぞましい「軍国主義」の暴走を許してしまったのである。保坂氏は、当時の若手の陸海軍士官学校の生徒達が、「軍部独裁政権」を樹立するため一国の首相を暗殺した「テロ」事件としている。

また、世界史に目を転じて、例えば、第一次世界大戦（一九一四―一八年）のきつかけになったのは、一九一四年六月二八日、ボスニアの主都サラエボを訪問中のオーストリア皇太子フェルディナント夫妻がセルビアの民族組織に加わっていたボスニアのナシヨナリストの青年に「暗殺」された、いわゆる「サラエボ『テロ』事件」であったことはあまりにも有名な話である。⁽³⁾

そして、そのサラエボでは、第一次大戦から八〇年後の一九九四年二月五日、多くの人で賑わっていた青空市場に一発の一二〇ミリ迫撃砲弾が射ち込まれ約二七〇名の死傷者が出た大虐殺事件が起き、NATO軍による航空機の撃墜など、サラエボはまたしても第三次大戦勃発の危険地域になるところであった。

さらに、アメリカ合衆国では、一九六三年J・F・ケネディ大統領がテキサス州ダラスで暗殺されたのをはじめ、大統領の暗殺未遂事件も多発している。また、例えば、一九八一年三月三〇日、レーガン大統領は、首都ワシントンのヒルトン・ホテル正面玄関前で大統領専用車に乗り込む直前、ヒンクリーという二五歳の青年が三メートルの至近距離から二二口径ピストルで撃った銃弾を左胸部に受け重傷を負った（いわゆる『ヒンクリー事件』⁽⁵⁾）。そして、一九九四年二月一九日の新聞は、一斉に次のように報じた。つまり「クリントン大統領の暗殺を計画していたフロリダ州の元警察官ロナルド・バーバー容疑者（四五）を逮捕した」とするものである。

このようにアメリカの大統領や政府要人へのテロ行為の多くは、特定の政治団体や宗教団体がその団体の設立目的を達成する意図で行われるものではなくて、精神障害者や人格障害者などのテロリスト個人の問題として実行されるので、その事件の原因と対策を研究対象とすることができるのである。

また、イタリアのアンドレオツティ元首相は、マフィアと結び付いて何人かの政敵を暗殺した疑いがかけられているが、最近の新聞報道によれば、現役の前首相の座を退いた彼にはマフィアは何の魅力も感ぜず、むしろ彼の癒着の關係の発覚を恐れたマフィアが口封じのために「暗殺」が計画されたとの見方が有力である。さらに、

朝日新聞二〇〇二年一月一八日付夕刊は、『元伊首相に懲役二四年逆転判決。』イタリアで戦後七度も首相を務めたジュリオ・アンドレオッティ被告(八三)に終身上院議員Ⅱが七九年に週刊誌編集者の殺人をマフィアに依頼したとして殺人罪に問われていた裁判で、ペルージャ控訴院は一六日、懲役二四年の判決を言い渡した。検察側は、同被告が極左テロ集団『赤い旅団』によるモロ元首相誘拐殺人事件に絡んで自らに不利な記事を政治雑誌のミノ・ペコレッリ記者によって暴露されることを恐れ、マフィアのボスに同記者の殺害を依頼したとしていた。九九年の一審では証拠不十分として無罪判決が出ていた。」と報じている。

また、タウンゼントは、この事件は、イタリアの共産主義を標榜する過激派学生グループによる「セクトテロリスト (Groupuscular Terrorist)」による犯行であるとしている。⁽⁶⁾ そうであるとしたらマフィアの構成員とも言われた超右翼の元首相が極左の過激派学生と何処かで接触していたことになり、大変興味深い「テロ」事件である。わが国七〇年代の全学連運動資金が右翼の大物から流されていたことと同じ構造である。⁽⁷⁾

政治学者の宮坂直史教授は、日本における「テロ事件」について述べている。「いうまでもなく日本は、オウム真理教以前からテロリズムと決して無縁ではなかった。幕末から近代日本の歴史はテロ、暗殺に彩られており、二・二六事件や、五・一五事件など大型のテロはひけもなく続いた。第二次世界大戦後も、浅沼事件(一九六〇年)、嶋中事件(一九六一年)など右翼による殺害や、クーデター未遂の三無事件(一九六一年)があり、左翼も『日本トロツキスト連盟』(一九五七年)結成以来、さまざまな過激派が生まれ、離合集散を繰り返し今日に至る。過激派は互いに、戦術やイデオロギー解釈に相違があり、後に内ゲバという虐殺の報復合戦を繰り広げるが、日本で共産主義革命を起こすという目標は同じであった。⁽⁸⁾」としている。

(一) 前掲拙稿「政治とテロリズム」二二八頁以下。この拙稿は、一九八七年に執筆したので、本稿は、九・一一テロ

事件後出された、ウォルター・ラカー・帆足真理子訳『大量殺戮兵器を持った狂信者たち―ニューテロリズムの衝撃』(朝日新聞社・二〇〇二年。但し、原文の「The New Terrorism」は、一九九九年に書かれたものである。)の「テロリズムと歴史」(二二頁以下)を参考にした。Kronenwetter, Michael, Terrorism. A Guide to Events and Document, 2004, pp. 23-.

(2) 『明治・大正・昭和・事件・犯罪大辞典』(東京法経学院・一九八六年)一七四頁。

(3) チャールズ・タウンゼント・宮坂直史訳『テロリズム』(岩波書店・二〇〇三年。本書は、Charles Townsend, Terrorism. A very short Introduction, 2002. の翻訳である。)九五頁では、ナシヨナリストによる「二〇世紀初頭の象徴的なテロ」として紹介している。

(4) 詳しくは、拙著『暴力団』(岩波ブックレット三三三三号・一九九三年)一六三頁。

(5) 坂井定雄『テロの時代』(教育社・一九八七年)二五三頁以下では、「ヒンクリーは、米国内の極右ネオ・ナチ組織『アメリカ国家社会主義党(NSPA)』のメンバーだった」としている。

(6) タウンゼント・前掲書八六頁以下。イタリアの九・一一テロ事件後のテロ対策について、谷口清作「イタリアのテロ対策立法―二〇〇一年一月一九日暫定措置令を中心に―」警察学論集五七卷一二号二〇〇四年一三七頁以下。

(7) 前掲拙著『暴力団』二八頁でも、「わが国の極左・極右政治活動グループの背後にある精神構造がどこか相通じるものがある」と述べたことがある。

(8) 宮坂直史『国際テロリズム論』(芦書房・二〇〇二年)二四二頁以下。

(2) テロリズムとは何か——テロリズムは「犯罪」か「戦争」か

1 テロリズムの語源

佐渡龍己氏は、テロリズムの語源について、「テロリズムが犯罪でないとしたならば、テロリズムとは何であろうか。ここでは、テロリズムをその語源から調べ、その言葉がどのような意味で、その当時使用されていたかを明らかにする(清水種子博士の講義「哲学」からこの方法を学ぶ)。そして、テロリズムという言葉の発生の原因

となったフランス革命を考える。「テロリズムという言葉の語源を調べると、次のことが分かる。テロリズムという言葉が初めて使用されたのは一七九五年であり、この言葉が最初に使用されるようになった淵源は、フランス革命にある(オックスフォード英語大辞典)。そして、テロリズムという言葉は『terror』と『ism』に分解することができる。terrorは動詞として『恐怖で打ちのめす』という意味があり、『ism』は動詞から行動を現す名詞を形成し、システムという意味がある。これらをまとめてテロリズムとは、『恐怖のシステム』(A system of terror)と解することができる。terrorの語源であるラテン語の『terreo』は、驚かす、恐れさせる、不安にする、の意味のほかに『脅して追い払う、脅してやめさせる』の意味がある。⁽¹⁾としているのが参考になる。

2 テロリズムは「犯罪」か「戦争」か

「テロリズム」を論ずるほとんどの文献が、テロリズムの普遍的な定義はないとしている。例えば、政治学者の猪口孝教授は、「テロリズムとは殺人を通して、政敵を抑制・無力化・抹殺しようとする行動である。抑圧的な政府に対して集団的行動がなかなか思うように取れない時に、政府指導者個人を暗殺することで、レジーム全体を震動させ、崩壊させるきっかけをつくらうと企図すること(2)をテロリズムという」としており、もっぱら反政府運動を念頭に置いた記述をしているが、その後で「逆に、国家が政府を転覆しかねない反対勢力に対して殺人を行うことを国家テロリズムという」(同七七四頁)としている。これに従えば、殺人に至らない政治的な暴力行為は、テロリズムに含まれないことになる。

ところで現在、世界最大のテロリズム認定力を誇示する米政府の定義はいかなるものだろうか。国務省の報告書『グローバル・テロリズムの諸類型 二〇〇〇年版』では「世界に遍く受け入れられているテロリズムの定義は存在しない」としたうえで、『テロリズム』とは、非国家集団もしくは秘密のエージェントにより、非戦闘員を標的として、入念に計画された、政治的動機を持った暴力を意味し、通常それを見る者たちに影響を及ぼすこ

とを意図するもの」と定義して、あらかじめ国家をテロリズムの行為主体から除外しているとされる。⁽³⁾

宮坂教授は、テロリズムを定義して、「主として非国家アクターが、不法な力の行使またはその脅しによって、公共の安全を意図的に損なう行為につき、国家機関と社会の一部が恐怖、不安、動揺をもって受け止める現象」としている。そして、こうした行為がテロ行為となるためには、その行為によるパブリシティ (publicity) 宣伝、広報、周知徹底、衆人環視の効果) が不可欠の要件であるとしている。⁽⁴⁾ また、テロリズムの類型を「テロ行為体の目的」から(A)領土的テロリズムと(B)観念的テロリズムの二つに分類している。そして、観念的テロリズムを①政治的テロリズム、②宗教テロリズム、③社会争点テロリズム、④個人妄想テロリズムの四つに分けている。⁽⁵⁾

また、佐渡龍己『テロリズムとは何か』では、テロリズムの方法は二つあるとしている。⁽⁶⁾「一つは直接敵に恐怖を与える。もう一つは民衆に恐怖を与えることによって、民衆の圧力を利用し、間接的に為政者にある政策をやめさせる。テロリズムの方法をさらに簡潔にまとめると、それは『脅し』である。したがって、テロリズムの本質は、次のように言える。テロリスト自らが恐怖心を抱いているために、脅かして敵を追い払う、あるいは気後れさせてやめさせることである。さらに簡潔に表現すれば、テロリズムの本質は、恐怖、脅し、追い払う、やめさせる、である。」「以上述べたテロリズムの本質を、七種類のテロ事件(ロシア革命のテロリズム、イスラエルの反英テロリズム、キプロスの独立テロリズム、パレスチナ解放人民戦線のテロ活動、オウム真理教の行動、在ベルー日本大使公邸占拠事件、スリランカのテロ活動)によって検証した結果、次の結論を得た。テロリズムの本質はフランス革命以降も、そのまま変化していない。テロリズムの本質である四つの要素(恐怖、脅し、追い払う、やめさせる)は、時空を超えた普遍性をもっている。ただし、フランス革命以降、テロリズムは四つの要素を軸とする主義となり、それを実行する方法が発展し、パターン化された。」「筆者は戦争には三種類があると考え。一は正規戦、二はゲリラ戦、そしてテロリズムである。テロリズムは精神的強力行為によって、相手にテロリストの

意志を強要する。目的は精神的であり、手段も精神的であり、強要するテロリストの意志も精神的である。このことからテロリズムは目的と手段が直線的に結ばれる精神の戦争であるといえる。」(六二頁)、「犯罪とテロリズムの違いを動機・目的・方法の視点から説明する。動機・犯罪者の動機は私欲(金銭欲、物欲、性欲および感情的満足)。目的は、私欲を満すこと、個人的怨念をはらすこと。方法は暴力。テロリストの動機は、彼らの信念の持続を危うくされることに対する恐怖。テロリズムの目的は政府を追い出す、あるいはある政策をやめさせること。その方法は『脅し』である。」(六九頁)。更に、同書「あとがき」では、「テロリズムは戦争である。心の戦争である。この戦争では、血が流れる負傷よりも、心に受けた傷の方が重大である。人質になった人、その家族、その人に関係する企業そして社会の人々の心に、時空を超えて傷を残す。テロリストは見えない、テロリズムに戦線はない、あえて述べるならば、人の心が戦場である。この心の戦争は、恐怖で人の心を掴み、不安で消耗させ、脅して人の心をテロリストの目的へと引きずり回し、そして人の心に諦念を植えつける。互いに正義を主張し、憎悪と怒りと復讐が永遠に繰り返される。メビウスの環である。この代表的な例が米国とイスラム原理主義テロリストとの関係、イスラエルとパレスチナゲリラの関係、そして英国とIRAとの関係である。今後、何世代にもわたって復讐のやりとりが繰り返されるであろう。心の戦場における恐怖の交換が、新たな戦略、戦術を使用して行なわれる。戦史上では、正規戦は陣取り合戦であった。土地が戦場となり、勝った方がその土地を奪った。しかし、激戦地域では、地雷および砲弾で荒れ果て、土地は長期間使用できなくなった。人の心が戦場となるテロリズムにおいては、人の心が土地に相当する。テロリストは恐怖によって人の心を支配し、勝利しようとする。テロリズムが何年も続けば、人の心は荒廃してしまう。人の心に依存する社会秩序は崩壊していく。そして復讐の念という地雷が、子供、孫の心へと受け継がれていく。大きなテロリズムを経験した国では、数年後、数十年後、あるいは数百年後にテロリズムが再発する可能性がある。この分野における戦争の解明はいまだなき

れていない。ただ、心という戦場でのテロリズムという戦争が二世紀を迎えるにあたって、新たな段階へと進んでいることは確かである。」(二〇三頁。いずれも傍点は筆者)として「テロリズムは、心の戦争である」と強調している。

この佐渡氏の「テロリズム」の定義は、九・一一テロ事件以前に論述されたものであり、アフガン戦争やイラク戦争を想定したものではないので、テロリズムは「戦争」と言っても「精神的戦争」を意味していた。

3 テロリズム・ゲリラ・ファシズムの相異

前述したように、テロリズム (terrorism) とは、一般に「恐怖 (terror)」と混乱を利用して政治的権力に対する暴力革命的闘争手段として行われる行動やそれを支えている思想をいうと言われる。もっと簡単には、「政治的目的を達成するために行為される恐怖政策」を意味している。フランス革命期のジャコバン派による恐怖政治 (regime du terreur) に由来するとされる。このテロリズムも行使する主体が政府である「政治テロ」の場合でも、革命的な「赤色テロ」と反革命的な「白色テロ」とに区別される。

また、このテロリズムは、「都市ゲリラ (urban guerrilla)」という言葉と同義的に用いられることもあり、例えば、日本の警察当局は、政府の要人などの「個人」を直接攻撃するものを「テロ」、「施設」を攻撃するものを「ゲリラ」と規定している。⁽⁷⁾

このゲリラ (guerrilla) は、「敵の背後や敵に占領された地域などにおいて、小部隊の不正騎兵によって行われる遊撃戦をさす」と定義されていたが、現在では、「ゲリラ」という言葉は、ゲリラ戦に参加している個人や団体を意味する場合が多いとされている。

また、この「テロリズム」という概念が、「恐怖政治」体制に由来するとすれば、ファシズム (日本語の定訳がないが「独裁主義的、全体主義的な思想」) に基づく政治・国家体制も一種の「恐怖政治」体制ということが出来る

であろうから、この両者の区別も確認しておく必要がある。

このファシズム (fascism) の定義についても共通見解はない。ただ「ファシズム」が「ある種の過剰性を帯びたナショナリズムである」という共通認識はある。⁽⁸⁾

また、この「ファシズム (fascism)」は、狭義においては、一九二二年から四二年までイタリアを支配したムッソリーニ (Mussolini) の思想・運動・政治体制を意味するとされるが、他方では、第一次世界大戦から第二次大戦の間の時期に諸外国に登場した類似のイデオロギーにファシズム体制を見出したり、さらにドイツの第三帝国 (一九三三―四五年)、スペインのフランコ体制、更に日本では二・二六事件 (一九三六年) もしくは大政翼賛会体制 (一九四〇年) 以降の政治体制などを称してファシズム体制とする立場も有力であると言われている。

また、一般に「ファシズム」と呼ばれる現象は、「立憲主義・共産主義・国際主義の排撃と全体主義・急進的ナショナリズム・軍国主義を高唱し、独裁者への個人崇拜と指導者原理に基づく社会と再編成を断行しようとする点、ならびにその結果として、極右政策ないし軍部、官僚中の急進右派分子による政治的独裁の主張もしくは樹立に終わる点で、共通の特徴を有している。」⁽⁹⁾と説明される。そして、こうした「ファシズム」体制を実現させるために冒頭による政治体制の改革論や民主主義的多数決原理は弾圧され否定され、そして多くのケースでは「テロ」行為と結びついて実現されていくのである。そして、これも歴史が有弁に物語っているように、「暴力には暴力が、血には血が」というまさに因果応報の世界が繰り返され、そのたびに貴い多くの人命が犠牲にされてきたのである。

現在、我々が享受している民主主義、平和主義、基本的人権の尊重を前提とした人道主義などの諸原理は、どれも人類が「血を流して」勝ち取ってきたものであり、こうした人類の共有財産を一発の凶弾で奪い取ってしまうような「テロ」行為は、理由の如何を問わず、つまり、こうしたまさに理不尽そのものの暴力主義は決して許

されるべきではないのである。「平和」や「民主主義」を維持するために軍事力に頼ってはいけぬ。為政者が、その政治を行うに際して、「軍事力や暴力に頼れ！」という悪魔のささやきに誘導された時、その国の国民の悲劇が始まるのである。

- (1) 佐渡龍己『テロリズムとは何か』(文春新書・二〇〇〇年)一二四号四七頁。
- (2) 猪口孝ら共編(縮刷版)『政治学事典』(弘文堂・二〇〇四年)七七四頁。
- (3) 宮坂直史・前掲書『国際テロリズム論』二八一三〇頁。
- (4) 宮坂・前掲書三〇頁以下。
- (5) 宮坂・前掲書三七頁以下。
- (6) 佐渡・前掲書五九頁以下。
- (7) 森岡・塩原・本間編集『新社会学辞典』(有斐閣・一九九三年)一〇四六頁。
- (8) 大澤真幸「ファシズム」前掲『政治学事典』九二五頁以下。ここでは、また、ファシズムとの類比的現象として、「テロリズムにまで至るような極端な宗教原理主義運動等」があるとする(九二六頁)。
- (9) 見田・栗原・川中共編『社会学事典』(弘文堂・一九八八年)七五〇頁。山口定「ファシズム」廣松渉等共編『哲学・思想事典』(岩波書店・一九九八年)一三四九頁も同旨。

(2) 九・一一テロ事件後の「テロリズム」の概観——「犯罪」から「戦争」へ

それに対して、九・一一テロ事件後に書かれた、首藤信彦教授の『現代のテロリズム』では、「はじめに…二〇〇一年九月一日同時多発テロを考える。歴史はテロの、たった一発の銃弾で変わると言われてきた。事実、一九一四年にサラエボでオーストリア皇太子を撃ったセルビア青年の銃弾が、第一次世界大戦と未曾有の惨禍を生み出した。また一九九五年、パレスチナ和平を進めていたイスラエルのラビン首相を襲った極右民族主義者の

一弾丸は、最終局面にきていたパレスチナ和平のためのオスロ合意（パレスチナ暫定自治協定、一九九三年）のプロセスを崩壊させてしまった。いずれも、緊張した一触即発の国際情勢や政治状況において、指導者への暗殺というテロが歴史的事件の引き金となった事例である。しかしながら、二〇〇一年九月一日にアメリカで発生した同時多発テロは、南北戦争を除いて、自国が戦場になったことのない平和なアメリカ社会に未曾有の被害を与えただけでなく、現代世界全体に政治・経済的に多様で巨大なインパクトを生み出した。さらに『文明の衝突』とか『十字軍とイスラム聖戦（ジハード）との闘い』とか表現されるように、精神的な面においても深刻な影響を現代社会に与えたのである。ニューヨークのマンハッタンにそびえる世界貿易センタービル、世界最強の軍事力の中心であるワシントンのペンタゴン（米国防総省の通称）という世界の政治・経済を動かしてきた中枢が破壊され、文明の象徴でもあった高層ビルがもろくも崩壊した情景は、瞬時に世界中に伝えられ、多くの人々に驚愕と同時に、現代社会を支配する文明や高度技術の脆弱性、そしてある種の空虚感をも与えた。日本でも日経平均株価がついの一万円を割り込んだ。「テロ事件直後、アメリカ政府は直ちにこれを『新しい戦争』と主張した。そしてアメリカは、独自の個別的自衛権、続いてNATO（北大西洋条約機構）諸国は集団的自衛権を行使し、攻撃を実行したとされるテロ組織アル・カイダの壊滅とその指導者オサマ・ビン・ラディンの逮捕あるいは殺害、さらにアフガニスタンを実効支配し彼を保護しているタリバンの排除を目的として部隊を派遣、アフガニスタンを空爆し、侵攻した。アメリカでは、九月一日のテロは旧日本軍の真珠湾攻撃や神風攻撃のイメージを持って伝えられたが、テロリストは別に連合艦隊や空母で攻めてきたわけでもなければ、ミサイルや核爆弾で国防総省のビルを破壊したわけでもない。たぶん、エコノミーの片道切符で、旅行かばんと小銭を持って、観光客といっしょの座席に身を縮めてアメリカに渡り、目的地に到着して以降は留学生のようになつたかもしれない生活を送り、そしてアメリカの戦闘機ならぬボーイングの旅客機に一般客として搭乗し、満タンの燃料という爆発物を内包し

た同機をビルに衝突させた。巨大な軍事費も兵器開発費も要らないところから、テロ攻撃が『貧者のミサイル』⁽¹⁾と言われるゆえんである。』(三頁)としている。

そして、首藤教授は、「テロリズム」概念の普遍的定義の確定よりも、「テロリズム」概念の多様性に注目した適切な対策こそが重要であるとしている。『『テロリズム』には、反体制テロリズム、ナシヨナリズム、分離・独立運動とテロリズム、アラブの大義とテロリズム、企業テロリズム、宗教テロリズム(聖戦とカルト)、麻薬テロリズム、反文明・反現代社会テロリズム、グローバル・メディア時代のテロリズム、ネットワーク時代のテロリズムがあり、それぞれのテロリズムの原因を十分分析したうえで適切な対応を見つかる必要がある。』⁽²⁾としている。

また、ジョン・ブラウンは、「国家犯罪を規定するのではない限り、テロリズムを戦争犯罪からはつきりと区別する必要がある。その基準となるのがテロリズムの政治的目的である。この点はテロ資金供与防止条約の第二条に表われており、テロリズムとは『住民を威圧する目的、あるいは政府または国際機関に何らかの行為を行なわせまたは放棄させる目的でなされる』行為であると規定される。ここには劇的なパラダイム転換が認められる。卑劣な犯罪の詳細なリストと冗長な記述に終始し、その政治的目的を一貫して考慮の外におく時代は終わったのだ。これからは、新たな犯罪行為を設定するためには、その政治的目的に言及すればよい。このコペルニクスの発想転換は、法的な枠組みの外側から、現実主義の極致である警察という土壌から出てきたものだ。

政治的目的という考え方の原形は、警察によるテロリズムの定義に見出すことができる。この種の定義は、連邦捜査局(FBI)長官の職務リストにも盛り込まれている。テロリズムとは、政治的あるいは社会的目的を追求するにあたり、政府、文民、または一部の文民への威圧あるいは強要を目的として、人身または財産に対して武力や暴力を不法に使用することをいう」と述べ、「テロリズムは戦争ではなく、一定の政治目的のために武力や暴力をもって行われる犯罪である」⁽³⁾としている。

また、わが国司法精神医学の第一人者の小田晋教授は、本稿と基本的に同じ立場から「オウム真理教団の一連の犯行に、『破防法』を適用すべきであった。」とされた上、テロリズムを「暴力の行使の恐怖によって他者の行動に影響を与えようとする事」でよいであろう。この場合、個人犯罪と区別するために、組織としての、あるいは同一の組織に属する複数の個人による共同行為であることを要件とする。」と定義して、「組織犯罪・テロリズム防止の方策」を提言しておられる。⁽⁴⁾

- (1) 首藤信彦『現代のテロリズム』(岩波ブックレット五五六号・二〇〇一年)二頁以下。九・一一テロ事件に関する翻訳本として、例えば、ジャン・ボドドリヤール・塚原史訳『パワー・インフェルノグロバル・パワーとテロリズム』(NTT出版・二〇〇三年)。ジョン・コルマン・太田龍監訳『九・一一陰謀は魔法のように世界を変えた』(成甲書房・二〇〇三年)。ジョナサン・バーカー・麻生えりか訳『テロリズム―その論理と実態』(青土社・二〇〇四年)。ジルベール・アシュカル・湯川順夫訳『野蠻の衝突―なぜ二一世紀は、戦争とテロリズムの時代になったか?』(作品社・二〇〇四年)。マイケル・ムーア・黒原敏行等訳『華氏911の真実』(ポプラ社・二〇〇四年)。
- (2) 首藤・前掲書二七頁以下。
- (3) ジョン・ブラウン「テロリズムの定義という危険な試み」『力の論理を超えて―ル・モンド・ディプロマティーク―一九九八―二〇〇二』(NTT出版・二〇〇三年)四〇頁。
- (4) 小田晋『宗教と犯罪』(青土社・二〇〇二年)一八〇頁以下。

(3) 「テロリズム」の原因

(1) テロ行為の原因としての「精神障害」

影山任佐教授(犯罪精神医学)は、その著書『暗殺学 (assassinology)⁽¹⁾』の中で、暗殺犯、政治犯と精神障害との関係からこの「暗殺」事件の原因の解明に迫ろうとしている。その一つの結論として、「最近のレーガン大統領

領狙撃犯のヒンクリーも精神障害の故に心神喪失とされている。一方、欧州では暗殺犯に精神障害者は比較的になく、米国では逆に両者の結びつきが強い傾向を示している。たとえば米国の精神医学者ヘスティングス (Hastings) はケネディ大統領暗殺までの米国歴代大統領暗殺犯九人中七人は全て精神病患者で、七名中六名は妄想型精神分裂病者であるとしている。この診断が正しいかどうかはここで論じないが、米国大統領暗殺犯の約八割が精神障害者で、約七割が精神分裂病者である。この数字は米国の一般の殺人に占める精神障害者や、精神病者の比率よりはるかに高い数字である。

このように暗殺犯と精神障害との結びつきは欧州と米国では差が認められるが、わが国ではどうであろうか。著者の調査した範囲では、明治以降現在に至るまでの暗殺犯六三名中明確な精神病患者は三名程度であると考えられ、わが国の暗殺犯はこの意味では欧州の暗殺犯に近い特徴を示していると考えられる。」として「精神障害」が必ずしも「テロ行為」の原因となることはないとしている。

(2) 政治的確信犯人のテロ行為

以上のように、影山教授は、ヨーロッパ的暗殺を伝統型として、政権奪取や政府転覆などを目的として行われる特徴をもって、精神障害者による暗殺の多い「アメリカ型」と区別している。

そして、わが国のテロ事犯の特徴としては、どちらかと言えばヨーロッパ型に伝統型であり、アメリカ型のよりに精神障害者により政府の要人や皇室関係者などが次々に暗殺されるといった状況にはなっていない、とも述べている。

勿論、わが国でも、あの有名な「ライシャワー駐日大使襲撃事件」(一九六四年三月二四日)——アメリカ大使館本館ロビー前で駐日米大使のライシャワー大使(当時五三歳)が同大使館に忍び込んでいた少年(一九歳)に襲われ、重傷を負った——がある(ちなみに同元大使の死因は、この事件の時受けた輸血により肝炎に罹患したこと

にあると言われる)。犯行の動機は「世間を騒がせるために大使を襲ってやろう」と機会を狙っていたものである。しかし、この少年は、高校時代に精神分裂病と診断されたことから、起訴前鑑定が実施され「心神喪失状態の犯行」とされ不起訴処分が決定された。あるいは丹羽兵助元労働大臣襲撃事件（一九九〇年一月二二日、精神病院入院中の分裂病の患者が、日頃から考えていた「政治家を刺して有名になりたい」という念願を果たすため、自衛隊の記念行事に出席しようとしていた元労働大臣であった代議士を刃物で襲いその首を刺しもつて殺害したという事件。不起訴処分）、更には、政治家に対するものとして、アントニオ猪木国会議員傷害事件（一九九八年一月一四日、講演中にステージに駆け上がり、刃渡り約二〇cmのあいくちで全治三週間を要する左後頭部切創等の傷害を負わせた。妄想型分裂病で措置入院。不起訴処分）など政治家を狙った事件も起こっているのである。

これら三件の精神障害者による犯行の動機は分裂病の単なる幻聴であったり、「政治家を殺して有名になりたい」というものが殆どで、本稿で問題としている「政治的目的とテロ」とはあまり関係がないように思われる。それは、そうした患者の単独犯であることが殆どで、特定のイデオロギーにこだわり続け、その政治的実現のために政敵を殺すといったテロのモチーフはあまり考えられないからである。

とくに「政治家の犯罪」というテーマに絞って入ると、ドイツ刑法が規定するような「公民権の停止・剝奪の手段」⁽²⁾などは、わが国の政治家と暴力団の癒着の構造を断ち切る方法として有効であり、多くを学ぶことができる。現代社会の「政治」体制が言語と多数決原理によって支えられているとすれば、それを「暴力」や「武力」で「問答無用」的にその政治目的を達成したとしてもその結果においても将来に關してもあまり満足はいく成果が挙げられたと言える状況ではなからう。そして、そうした社会では、再びその政治目的を達成するために手段を選ばずに「テロ」行為に走る者が出てくるようである。⁽³⁾

(3) 貧困と差別、絶望と無関心からのテロリズム

首藤教授は、「私がテロリズムを研究するようになったきっかけは一九七八年、当時は『中米の日本』、『自然の風景が天国のように美しい』と言われたエルサルバドルで発生したインシソカ社事件であった。これは同社に日本より出向していた社長が、反政府グループFARN（国民抵抗軍）に誘拐され、結果的に殺害された事件であった。この事件発生によって、日本企業はいっせいにエルサルバドルから撤退したが、この事件は、セキユリティ問題に人の命の重さというものを、いまさらながら明らかにしたのである。未経験の事件に日本側は動揺し、政府特使を派遣するなどしたが、こうした稚拙な対応が、結果的に事件の解決を困難にした。必ずしも、この事件だけが引き金になったわけではないが、事件後、エルサルバドルは犠牲者七万人、難民五〇万人と言われる内戦状態に突入していった。この事件が、テロを単なる犯罪の一種ぐらいにしか考えていなかった私の認識を根本的に変え、この時から、テロリズムが伝えるメッセージ、そしてそれがもたらす影響の深さと広がりについて、研究をはじめたのである。テロリズムへの対応のむずかしさは、その暴力の対象となった国家がしばしば暴力をもって報復するために、そのことが新たな破壊を生み、結果的に報復の連鎖を引き起こすことである。アメリカはタリバンを攻撃するためにアフガニスタンを空爆し、そしてタリバンと対立する北部同盟の南進を援助した。が、そのことによって、すでに人口の半数が国内で避難民化し、三〇〇万人が難民として隣国に逃れているような「破綻国家」の国民に、さらに新たな苦しみを与えた。「貧困と差別、絶望と無関心―テロリズムを生み出す根源的な原因…テロを熱とすると、その熱の根源となる病因がある。不摂生な生活をおくっていけば、いくら解熱剤を飲んでも風邪は治らないように、（中略）テロリズムもその根源的な原因を治療し、排除しなければ解決することはできない。このようなアラブの若者の絶望感を一時的に癒してくれたものが、アフガニスタンの対ソ連ゲリラ活動であった。」「このような高い宗教的精神性と残忍な戦闘を経験した若者は、自分たちの貴重な経験を、世俗化し墮落したイスラム国家（彼らの母国）に伝えて改革をうながし、真のイスラム国家の樹立をめざそ

うと、新しい社会に希望をもってサウジアラビアやアルジェリアに帰国し、活動を始める。しかし、そこで待っていたのは、当局の厳しい弾圧であり、アメリカの情報提供にもとづく、彼ら活動家の逮捕であった。この裏切りに対し、ムジャヒディンの若者は、既存の政府への反発を強め、それを背後で支えあやつっているアメリカを、激しく憎むようになった。ここにオサマ・ビン・ラディンが登場する背景がある。まるでスイッチを切り替えるように、優遇と冷遇、援助と裏切りをくり返すアメリカに、怒れる若者のリーダーとして人一倍憎悪を強めていったのではないかと想像される。⁽⁴⁾ (傍点は筆者) としている。

(4) 宗教テロと狂信的テロリスト

また、首藤教授は、「宗教テロリズムは人類の歴史とともにあるが、宗教は特定民族や特定地域と深く結びついている。スリランカの仏教徒のシンハリ人とヒンズー教徒のタミール人の抗争、カトリックとプロテスタントの争いが自治権をめぐるべく続く北アイルランド問題などは、近代社会のなかでも暴力のエネルギーを失わなかった。冷戦構造の崩壊は、これまで宗教をアヘンとして排斥していた社会主義圏に巨大な伝統宗教の空間を生み出し、他方では、ボスニア紛争におけるバチカンのクロアチア支援に見られるように、カトリックも宗教復権をかけて活発に行動するようになった。このような状況下で、カトリックやイスラムのような伝統宗教が新たな拡大のエネルギーをもち、おたがいに競争し競合する局面が増大してきている。ここに新たなテロリズムの芽がある。」と述べている。また、「現代社会において、宗教は冷戦後世界の精神的空白を埋める存在としていつそう重要となってきた。宗教復権を目ざす伝統的宗教側の覚醒や活発化の一方で、明確な教義・経典を持たぬ新興宗教が独自の末世的世界観を携えて登場してきた。さまざまな宗教のエッセンスを採り入れたオウム真理教や、一九九三年にテキサス州ウエイコで、アメリカ政府と銃撃戦のうへ消滅したブランチ・デビディアン(教祖を含む数十名が死亡)などは、そうした宗教カルトの典型である。周囲の社会との摩擦を強める過程で、やがて武装

化し、自己の統治がおよぶ土地を占拠し、最後は自己破壊的なテロにのめりこむ現象が出現するにいたった⁽⁵⁾。』
 ともしている。

タウンゼントは、「二〇世紀末、世界は宗教原理主義の復興に直面した。」「一九九〇年代後半の主要な調査によれば、『宗教的な命令は今日のテロリズムの最も重要な特徴である』。アメリカの大学テキストでは、テロリスの動機の筆頭に『宗教的な狂信』があげられている。公式の評価もこれを裏付けた。例えば、カナダ安全情報局の報告書『パブリック・レポート二〇〇〇』は、『現代テロリズムの主要な動機付けの一つはイスラムの過激主義である』と記している。「米国務省はテロを地域的、政治的に捉え、統計の分類においても宗教を一つのカテゴリにしておらず、『国家支援』テロリズムという分類を頑固に守っているが、それでも国務省が発行する国際テロ年次白書『パターンズ・オブ・グローバルテロリズム』には、『主として政治的に動機づけられたテロリズムから、より宗教的あるいはイデオロギー的に動機づけられたテロリズムへの変化』が最近の傾向の一つとして書かれている。」⁽⁶⁾としている。

ユルゲンスマイヤーは、「宗教は本来、暴力に満ちた戦争状態に終止符を打ち、秩序と平和を打ち建てる役割を担っている。だが宗教過激派から見れば、彼らが『敵』と考える勢力はこうした秩序の確立を妨げ、逆に彼らを絶え間なく攻撃している。それ故、過激派たちは『自分たちは戦争状態にある』との認識を持ち、自らの価値観や運動を防衛するため暴力行為に走る。しかも彼らは自分たちの戦いを宗教的な文脈の中で『聖なる戦争』とイメージし、『敵』との関係を善と悪、秩序と無秩序、真理と虚偽といった絶対的な二項対立の枠組みで理解する。こうした理解は彼ら独自の、場合によってはきわめて独善的な教義解釈に基づいており、善や秩序、真理はすべて彼らの側にあると認識される。それゆえ、彼らが行っている戦いにおいて妥協の余地はいっさいない。」⁽⁷⁾としている。また、ユルゲンスマイヤーが主張する「コスミック戦争」とは、こうした次元の戦争であり、被害

者意識の裏返しとしての「仮想戦争」的な色彩が濃いものである。

小田晋教授は、「宗教的テロリスト集団の特徴は彼らの行為の高い致死率である。」「イラン・シリア派系テロリストグループについて指摘されている特徴、①宗教的観念に基づく暴力の合法化、②深刻な疎外感と孤立感、③広義の「敵」の範疇に属する者を抹殺しようという熱狂の三者はたとえば米国の白人優越主義のキリスト教武装集団にも、イスラエルにおける過激ユダヤ教テロリスト集団にも、インドのシーク教徒テロリスト集団にも同様認められる。これらの諸集団にとつて、社会の他の部分を全部抹消しようというのが目的であり、化学生物兵器・放射能兵器を含む大量殺戮手段の使用を自明のこととして躊躇しない。」「『オウム真理教』のテロ行為の謎は、これらの前例の中に潜んでおり、さらに予告しているかもしれないところが怖ろしい。ホフマンによると宗教的使命を動機とするテロリストは、大量殺人や破壊行為を、暴力が聖なる行為であるとか、神聖なる義務であるとしかいう信念に基づいて自ら納得しうるのである。そういうわけで宗教的テロリズムは超越的次元に起源を有するので、犯人たちは、他のテロリストが有する政治的・道徳的・実際の制約にとらえられてはいないように見える。世俗的なテロリストはだんだん無差別テロが不道徳で非建設的であると考えるようになってきているのに、宗教的テロリストは無差別な暴力も彼らの神聖な目標を達する不可欠な手段として倫理的にも正当化されると考える。世俗的テロリストは、暴力の行使を基本的には正しいシステムの歪みを正すため、または新しいシステムを作り出すための煽動の手段であると考える。宗教的テロリストはこれに対して、自分たちはシステムの構成者ではなく、システムの外在者で、現存の秩序の全面的変革が必要であると考える傾向がある。宗教的テロリストの疎外感こそが、世俗的テロリスト以上に破壊的で致死的なタイプのテロ行為を発想させられるのであり、それは彼らの宗教または宗教運動に従しない者はすべて広義の『敵』に化するからである。したがって宗教的テロリストは武器や大量破壊手段を用いた劇的な行動を成功させうる可能性が最も大きい団体になっている。」「宗教的

テロリストはたとえその手段は原始的でも、今日のどの世俗的テロ集団よりも持続的で破壊的集団を形成するに至っているのである。『オウム真理教』は、上記の宗教的テロリズムの特徴のすべてをもっとも集約的に、拡大された形でそなえていたのみならず、いわゆるマインド・コントロールの技法としても、①感覚遮断、②断眠、③飢餓、④矛盾したメッセージの交互注入、⑤その後同一のメッセージを反復して外部注入する、⑥向精神性をもつ薬物（バルビツールの静脈注射、覚醒剤、幻覚剤の使用）、⑦電気ショックによる記憶消滅、⑧虚構現実（アニメビデオ、アストラル・ミュージックと呼ばれる音楽使用）の応用など考えうる手段を、道徳的・法的制約を一顧だにせず、シニカルに、集中的に用いている。それに、医師たちもが積極的に関与していたのである。精神科医は、著者を含めてこれにもっと早く警告の声をあげるべきであった。著者自身も、同教団から執拗な抗議と、告訴の嚇しを受けた経験がある。その後、マスメディアで、同カルトについての名指し批判をしようとしても、『上層部から教団からの攻撃に対して、企業は、担当者や出演者を防衛できないという通達が来ている』として阻止されてきた。それよりも『イエスの方舟』事件以来、我が国の論壇にはカルト批判者は『有徴性のある者を疎外し差別する者である』とする有力な勢力があり、カルト、それも反体制的なカルトに対する名指し批判は発表の場を持ちにくかった。それでもなお、宗教病理研究者として、犯罪学研究者として、そのことを痛恨の念をもって回想させざるをえない。『オウム真理教』については、秋元波留夫、森武夫によるすぐれた論考があり、カウンセリングについては高橋紳吾による試みがある。秋元名誉教授は教祖を空想虚言者と診断している。⁽⁹⁾「いずれにしても鑑定は、宗教精神病理学・犯罪学・社会心理学的側面を統合して、裁判官と協力して、新しい判例と正当な慣例を生み出すものでなければならぬし、矯正精神医学は、一方的なカルト支援者の声に迷わされず、信者の社会復帰のために、その技術を、法規および人権と、社会的要請との間の至適妥協点の発見を行いつつ、十二分に発揮するものでなければならず、それは今日の犯罪精神医学が当面する最も重要な課題であると言える

であろう。」⁽¹⁰⁾とし、後述のように、傾聴に値する具体的司法精神医学的対策を提言しておられる。

(1) 影山任佐『暗殺学 (assassinology)』(世界書院・一九八四年)三五頁以下。また同書第七章「暗殺の防止と対策の問題」では、大変示唆に富む提言で結んでいる。「米国型暗殺犯」のように非政治的動機に基づく「単独犯」の場合には、暗殺犯をあらかじめマークすることは困難である。(一九七頁)、「一般的対策としては、暗殺頻発を招いたり、これを促進する社会、経済、文化的要因を減少させる政策が実行される必要がある。」「次に被害者学が明らかにしたように、暗殺され易いタイプというものがあ、積極的で、社会改革を強引に進め、若く、人々の羨望や嫉妬を受けるような生活スタイルをマスコミなどを通じて華やかに伝えられている場合に暗殺の対象となり易い。また、被害者個人の暗殺に対する警戒の不注意や怠慢、無警戒が暗殺促進の重大な要因として指摘されている。」「暗殺に対して、刑を重くし、極刑を望むことに対してはその威嚇効果について疑問が持たれている。というのは、暗殺者には自殺傾向が強く、自分の死をまさに求めているからであると言われている。暗殺に対しては、一般的殺人と同様に実際には、絶対的に有効な方策というものはない。」(二〇〇頁)。しかし、暗殺を減少させるための効果的手段を講じるには、暗殺の科学的研究が不可欠であるとしている。

(2) ドイツ刑法は、「各則」編第一章「平和に対する反逆、内乱及び民主主義的法治国家に対する危害行為の罪」第四節第九二a条(付随効果)「本章による犯罪行為を理由とする少なくとも六月以上の自由刑に併せて、裁判所は、公職につく能力、公の選挙から生ずる権利を獲得する能力、及び公の事項に関して選挙し又は投票する権利を剝奪することができる」(宮澤浩一訳「ドイツ刑法典」法務資料四三九号一九八二年七九頁参照)としている。

(3) 詳しくは、前掲拙著『暴力団』五八頁以下。

(4) 首藤・前掲書二六頁以下。

(5) 首藤・前掲書三七頁以下。

(6) タウンゼント・前掲訳書一二二頁以下。

(7) マーク・ユルゲンスマイヤー・古賀林幸・櫻井元雄共訳『グローバル時代の宗教とテロリズム』(明石書店・二〇〇三年)解説・立山良司・四四二頁。ジョン・L・エスポズイト・塩尻和子・杉山香織訳『グローバル・テロリ

ズムとイスラム―穢れた聖戦』（明石書店・二〇〇四年）四五頁以下。佐々木良昭『ジハートとテロリズム―日本人
が知らないイスラムの掟』（PHP新書・二〇〇四年）三二五号。板垣雄三編『対テロ戦争』とイスラム世界』（岩
波新書・二〇〇二年）七六六号。山内昌之『歴史のなかのイラク戦争―外交と国際協力』（NTT出版・二〇〇四年）
一五八頁以下。

(8) 小田晋・前掲書六八頁以下。

(9) 小田晋・前掲書七五頁以下。

(10) 小田晋・前掲書一〇八頁以下。

III ドイツにおける一九六〇年代から一九九〇年東西ドイツ統合までの

「テロ事件」の特徴とその原因

(1) ドイツ赤軍派の終焉とニュー・マフィアの登場

(1) ドイツ赤軍派の登場と終焉

わたしは、アレキサンダー・フォン・フンボルト財団の奨学生として一九七五年から一九七七年にかけて、ミ
ュンヘン大学のアルトゥール・カウフマン教授の主宰される「法哲学」研究所に二年二カ月に亘り留学した。一
九七五年という時代は、ドイツ各地でまだ大学紛争の余韻が漂い、若い教授達は、ノーネクタイのTシャツ姿で
講義する光景もまだ残っていた。前掲拙稿「政治と女性犯罪」（一九八七年）では、西ドイツ赤軍派のリーダーで
あったウルリケ・マインホーフ (Ulrike Meinhof) とグドゥルン・エンスリン (Gudrun Ensslin) ² それに日
本赤軍派リーダーの永田洋子の三人の女性テロリストの比較研究を行ったものである。留学期間も終わり帰国の
準備をしていた頃、日独赤軍派による二つの好対照とも言えるハイジャック事件が発生した。

1 日本赤軍によるハイジャック事件

ダツカ空港ハイジャック事件(バングラデシュ・一九七七年九月二八日)・パリ発羽田行きの日航機がボンベイ空港を離陸後、日本赤軍の丸岡修・和光晴生・佐々木規夫・坂東国男・戸平和夫の五人のメンバーによってハイジャックされ、獄中同志の解放と六〇〇万ドル(約一六億円)を日本政府に要求した。この要求金額は、奥平剛志・岡本公三らによる七二年五月のテルアビブ空港乱射事件で日本政府がイスラエル政府に支払った見舞金とほぼ同額のものであった。日本政府は、この時も、超法規的措置として一六億円を支払うとともに、東アジア反日武装戦線の大道寺あや子、浴田由紀子、赤軍派の城崎勉、一般刑事犯の泉水博・仁平映の二人を釈放した。その結果、乗客は、アルジェリアのダニエル・ベイダ空港で全員無事解放された。¹⁾

2 西ドイツ赤軍派によるハイジャック事件

モガジシオ空港ハイジャック事件・西ドイツ赤軍派は、一九七七年一〇月一三日、ルフトハンザ機を乗っ取り、バーダー(Andreas Bader)やエンスリン(Gudrun Ensslin)らの釈放を要求したが、ドイツ政府は、航空機が強行着陸したアフリカ中南部ソマリアのモガジシオ空港に、特殊部隊GSG9を派遣して、一八日未明、機内に突入させ、赤軍派の三名を射殺、一名を逮捕して、人質を全員釈放した。同志による救出作戦が失敗に終わったことを知った、アンドレアス・バーダー(ピストル)、グドゥルン・エンスリン(首吊り)、ラスベ(ピストル)らは、一〇月一七日から一八日にかけて同日シユタムハイム拘留所内で獄中自殺し、ウルリケ・マインホーフも死因は自殺か他殺か不明であるが同所にて獄死している。²⁾

(2) 西ドイツ赤軍派の終焉とニュー・マフィアの登場

前述のように、赤軍派幹部たちの獄中自殺を契機にして一九七〇年代後半に、極左グループの西ドイツ赤軍派が終焉を迎えるとともに、一九八〇年代に入ると、ネオナチズムなどを標榜する極右グループが台頭してきた。

一九八二年のミュンヘン・オクトーバーフェストにおけるネオ・ナチによる爆弾テロ事件で、一気に極右グループの存在が注目された。しかも、若者がこの極右グループを形成しており、それが統一後の「外国人排斥運動」の中核になっていった。⁽³⁾そして、わたしが、前掲拙著『組織犯罪の研究ーマフィア、ラ・コーザ・ノストラ、暴力団の比較研究』を出版した時代のドイツにおける「組織犯罪」の状況は、一九七〇年代後半に前述のように、西ドイツ赤軍派の勢力が弱くなるとともに、経済不況の恒常化の中で、犯罪組織の台頭が目立ちはじめた。これが、ニュー・マフィアと呼ばれるものである。

(2) 冷戦終結後のユーロマフィアとテロ組織の登場

(1) EU拡大とユーロマフィアの登場

さて、わたしはかつて、ユーロマフィアの問題について概ね以下のように紹介したことがある。

『『暴力団員一人に拳銃一丁』という時代は終り、今では一人につき一台の『パソコン』という時代に突入し、マネーロンダリング（資金洗浄）などの経済犯罪が彼らの犯罪の大半を占めるようになった。そして、暴力団はその勢力を拡大するためにインターネットを駆使して、ブラック・ビジネスで膨大な利益を上げている。一方で、相変わらず伝統的なやり方でロシア・マフィアなどと結んで、ロケット砲や他の兵器などを密輸入して武装化し、そうした銃器を内戦の続くゲリラ組織やテロ組織に密売したりしている。』⁽⁴⁾

また、わたしは、一九九二年にイタリアの「シシリア型マフィア」（犯罪組織）の研究のためパレルモ警察とマフィア法廷を訪問した折、⁽⁵⁾ローマのマフィア対策課とミュンヘンの組織犯罪対策課の両方で、「マフィア型犯罪集団が、その麻薬取引で得た潤沢な資金を背景に、内乱の末に崩壊した旧ソ連邦体制下で、すでに一種のマフィア的集団と化している旧KGB（国家保安委員会）の一部の者たちと結託して、旧ソ連時代の余剰な兵器や武

器の密売に乗り出している」と指摘したことがある。⁽⁶⁾この場合、密売の対象になるのは短銃類や機関銃類だけではなく、ロケット弾やミサイルを搭載した戦闘機にまで及び、ロシア近辺の内戦、紛争地域だけではなく、中央アジアや欧州経由でバルカン半島の旧ユーゴ内戦地域やアフリカなどの内戦状態にある国々に売りさばいていると言われた。そして、二年後の一九九四年の七月・八月の新聞が、連日のように報道したように、ドイツで摘発された核物質がロシア製であることが判明し、露独関係だけではなくロシアとヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国とロシアといった国際関係に大きな衝撃を与えることになった(二〇〇三年に行った筆者の調査でミュンヘン近郊にあるドイツ連邦情報局(BND)の職員が関係していたことを聞いた⁽⁷⁾)。

われわれ「組織犯罪」問題の専門家も「マフィアがそこまでやるか」と、当初は、半信半疑であったものが、今や、「ブルトニウムの密輸はマフィアの仕業」というのが常識となり、「核の密輸拡散を許してはならぬ(朝日一九九四年八月二十六日付)とか「核弾頭から取り出される大量のブルトニウムなどが、国際的な密輸グループを通して、核武装志向国やテロリストに渡るような事態になつては大変だ」(朝日同上紙)とかいう不安になり、悪いことにはそれが現実になろうとしていることである。ところが、後で述べるように、まさに、テロ資金は、こうしたマフィア組織から提供され、テロ組織と犯罪組織の密接な関係が明らかになった。⁽⁸⁾

(2) テロ組織に対するマフィアの資金援助の実態

今回の調査ではつきりした事は、フリーマントル氏が書いているように、マフィア型犯罪組織とテロ組織が結びついていることであり、テロ問題の解決は、マフィア・暴力団型犯罪組織の撲滅の問題でもあるということである。例えば、同書では、最近の「ユーロマフィア」について以下のように述べている。

「組織化された犯罪はペイする。本書ではこれを八つの大まかな項目に分けて、検証する。すなわち①非合法的な武器取引、②非合法的な麻薬取引、③コンピュータ犯罪、④臓器密売目的の子供の誘拐、⑤売春およびポルノグラ

ファイ、⑥不法移民、⑦テロ犯罪、そして⑧芸術作品の窃盗、偽造である。いわばタコの八本の足のごとくその黒いマフィアのビジネスはどんどん拡大しているのである。

世界の各国政府を何より悩ませている旧ソ連圏からの通常兵器、核物質および核技術の密輸は、違法な麻薬取引と密接に結びついているのである。これら二つの地下活動がもたらす莫大な利益は、黒い不正資金を浄化するために極めて高度なマネーローンダリングの技術が必要とする。こうした技術の大半は簡単に国境の壁を超えるコンピュータに依存しており、それがさらに他のあらゆる分野で犯罪を生む下地となっているのである。その一つがコンピュータ・セックスであり、これは古くからの売春やポルノ産業とつながっていく。この産業を支えるために不法移民という悪質な手口で、しばしば強制的に男や女たちが連行される。またラテンアメリカや東ヨーロッパの子供や若者の誘拐、あるいは人身売買によっても現物が供給される。これらの補給地は、かつて国連事務総長のブトロス・ガリ博士が槍玉にあげたもつとも恐るべき犯罪である臓器取引の土壌にもなるのである。麻薬は、テロの資金源になっており、核兵器や通常兵器の購入に熱心な中東の宗教支配国家の一部はそれによってヨーロッパの不安定化に狂奔する。これらの諸国は、ヨーロッパの美術品競売所を通して自国の名品を売り払い、さらなるテロ資金を調達してきた。その同じ美術品競売所を介して、旧ソ連帝国から大量に略奪された美術品のほか、EU一五ヶ国から盗んだ莫大な美術品が取引されているのである。⁽⁹⁾」としている。

(3) 日本の暴力団と海外の犯罪組織との関係

もしこれらのことが事実であれば、日本の暴力団は、「ペイするものには何でも手を出す」犯罪集団なのであります。つまり「組織犯罪処罰法」を改正して、ドイツ刑法一二九条「犯罪団体結成罪」のような厳しい撲滅規定などを刑法に導入して、組織犯罪と正面から対決しないと現在のヨーロッパのような国際情勢に当然巻き込まれていくことになる。

そして、折しも一九九九年六月二二日付の朝日新聞では「上海マフィア日本進出」という一面の見出しで「香港系の『爆窃団』や中国・福建省系の『蛇頭』などの外国人犯罪組織（マフィア）に続き、リユーマン『流民』と呼ばれる中国・上海系のマフィアが日本に進出していることが警察庁や埼玉県警の調べでわかった。上海にある『流民』の約三〇〇グループのうちの十数グループ、数百人が入国しているという。また、マフィアとの話し合いで縄張りを調整し、日本の暴力団と連携しながら密入国の手引きや偽装結婚、薬物密売、窃盗、旅券の不正取得などを手がけているとみられる。」警察庁などによると、『流民』の歴史は古く、一九四九年の中華人民共和国建国以前から北京や上海、香港の資産家の用心棒をしていたが、新体制の設立によって職を失い、『流れ者』になって犯罪集団化していった。「日本の暴力団の組長に当たる老大（ラオタ）に絶対服従し、①仲間を売らない、②自分を明らかにしない、③分け前は階級を問わず、均等に配分、④仲間が受けた仕打ちには必ず復讐するなどの掟がある」警察庁によると、国内に進出している外国人犯罪組織は一〇近くある。香港系マフィアの『14K三合会』は東京、大阪、福岡、札幌などの主な都市に下部組織五団体が進出し、傘下の四、五〇グループ、約一、〇〇〇人が活動している。一昨年ごろから偽造クレジットカード事件や貴金属店強盗事件で相次いで逮捕された。『蛇頭』は、数年のうちに台湾系から福建省系に主流が様変わりした。主要都市に潜伏して密航受け入れ組織の拡大を図りながら、最近では、集団密入国のほかに、偽造旅券で日本人になりすましての不法入国も手掛け、日本人の旅券を買い漁さっているという。窃盗集団の『爆窃団』は、一昨年ごろまで全国で摘発が相次いだ。最近では鳴りを潜めている」と報道された。

わたしは、かつて、「最近、日露間の交流が活発化するにつれ、けん銃や手投げ弾を日本に持ち込むロシア人船員が増えているともいわれている。今後ヤクザ（暴力団）が本格的に動けば、けん銃や麻薬が大量にわが国に流れ込む恐れがあるし、暴力団、急進的右翼団体、過激派グループなどに『核』兵器が渡り、内乱や地域の紛争、

暴力団同士の争い（かつての『山一戦争』の時のように）などに『核』を搭載した武器なり兵器なりが市街地で乱用される恐れは決して杞憂ではなからう。また、例えば『国際マフィア連合』の存在を指摘し、もし各国政府がこうした犯罪組織の連合を無視して国内の組織の撲滅だけを旨にしても効果が薄いこと」を指摘した。そして、『現在世界にはいたるところにマフィア型犯罪組織が存在する。マフィアの元祖とも言うべきシシリアン・マフィア、アメリカのコーザ・ノストラ、さらにコカイン市場を握るコロンビア・マフィアそして、チャイナ・マフィア、ベトナムやトルコのマフィア、ロシア・マフィア、日本の暴力団などの組織犯罪集団が、これまでの縄張り争いに終止符を打ち、協力関係を結んで、これまでの世界に例のなかったような地球規模の犯罪共同体をつくりあげた』⁽¹⁰⁾（SAPIO・一九九五年二月三日号一七頁）とする情報もある。

また、国内に目を転じて、総会屋に対する利益供与事件や不良債券焦げ付き事件などに対する暴力団の関与や最近の旧オウム真理教団による「核シェルター」建設事件における教団の積極的活動の再開にみられるようにわが国の組織犯罪撲滅対策は国際的にみれば全く理解できない、ほとんど放置され無策の状態であるといつても過言ではない。もともとこの「組織犯罪処罰法」（平成一二（二〇〇〇）年二月一日施行）は、旧オウム真理教団が行ったような大規模で組織的な凶悪大量無差別サリン殺人事件や暴力団などによる大型経済犯罪が平穏な市民生活の脅威になり、社会の発展に悪影響を及ぼしているとの危機感から法務省が本格的な組織犯罪対策として着手したものである。ところが前述のように、「暴力団対策法」（平成四（一九九二）年三月一日施行）や「組織犯罪処罰法」などが暴力団撲滅対策として有効でなかったことは、両法の施行後、暴力団員数は年々増加し、現在では八万五、〇〇〇人を突破しているのである。最近問題になっている「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」の大半は、暴力団の新しい資金源活動の一環であることが明らかになって来た事実を示すだけで十分であろう。

旧オウム真理教の信者たちが世界の人類史上全く類例を見ない凶悪大量殺人事件を起こした時、非難ごうごう

の国際世論や先進七カ国会議で日本はどう釈明してきたか忘れたのであろうか。当時いわゆる「サリン特別法」を成立させたり、右の「組織犯罪処罰法」を成立させると言って国際世論を納得させてきたのではなかったか。この法律を成立させた政府・自民党やそれに賛成の議員こそが、日本社会のみならず国際社会および人類に対して責任を果たし国際社会からも尊敬に値する者として称賛されることになるのである。⁽¹¹⁾

また、わたしは、暴力団の海外での非合法活動の調査後、一九九二年二月七日付の東京新聞で、「フィリピンでは腎臓を臓器マフィアとは何か。フィリピンで、日本の暴力団が刑務所受刑者の腎臓を売買する事件があった。中国では数十人も一度に処刑するとき、医者が待機して死体から臓器を取り出し、香港の金持ちに数百万円で売りつける。香港マフィアが介在しているとしか考えられない。戦場でひん死の重傷者のところに『赤字』を付けた救急車が乗り付け、手当てをするような振りをして重傷者を運び、臓器を摘出することもある。内戦の続くユーゴでそういう事が行われているかどうかは分からないが、可能性は十分あるだろう。」と警告した。⁽¹²⁾

(1) 前掲『事件・犯罪大事典』四八一頁以下。現在、北朝鮮による拉致問題が一向に解決しない折、その拉致事件に深くかかわっている一九七〇年の「よど号ハイジャック事件」の赤軍派の生き残り組が帰国を希望していると報道されているが、拉致被害に遭い未だ帰国を許されない人達やその家族の人達の「人間の尊厳」を奪ってにおいて、「ただ今帰りました。関係者の皆様に多大の迷惑を掛けました。」では済まされる問題ではない。少なくとも長期の刑務所暮らしと一六億円の返還を前提としなければ帰国を認めるべきではない。

(2) 拙稿・前掲論文「政治と女性犯罪」二一九頁。これを扱ったものに、Aust, Stefan, Der Bader Meinhof Komplex, 1986; Schut, Pieter, Stammheim, 1986; Krebs, Mario, Ulrike Meinhof. Ein Leben im Widerspruch, 1988.
(3) オビット・デマリス・大江舜訳「西ドイツ赤軍の終焉―ウルリケ・マインホフの活動と死」『ザ・テロリズム』(創林社・一九八三年)二〇三頁以下所収。

(4) 拙稿「組織犯罪対策は万全か―阪神大震災は暴力団対策に何をもたらすか―」季刊社会安全一六号一九九五年二

- 頁以下。ロバート・I・フリードマン・中島由華訳『レッド・マフィア』（毎日新聞社・二〇〇一年）三四七頁以下でも詳しく報告されている。ロベルト・ハルニツシュマツヒャー・西原春夫監訳『ドイツの組織犯罪』（成文堂・二〇〇二年）二五頁以下では、ロシアマフィアのベルリン進出の具体例として、「人身売買、上納金の強制取立、売春、武器と薬物の取引、核兵器の密輸、贓物としての自動車の売却」などを挙げている。
- (5) なお、前掲拙著『暴力団』一二頁以下。
- (6) ソ連のスパイ組織KGBとフランス政府や共産党との関係につき述べたものに、T・ウォルトン・吉田葉菜訳『さらばKGB―仏ソ情報戦争の内幕』（時事通信社・一九九〇年）がある。アンドルー・K・ゴルジエフスキー・O『KGBの内幕(下)』（文芸春秋社・一九九三年）。
- (7) 例えば、旧ソ連のマフィア存在については、A・イレツシユ・鈴木康雄訳『ソ連のマフィア』（読売新聞社・一九九一年）、がある。東京新聞一九九二年二月七日付。
- (8) Williams, L. Paul, Al Qaeda. Brotherhood of Terror, 2002, pp. 163-176. マホメド・ラシッド・坂井定雄・伊藤力司訳『タリバン』（講談社・二〇〇一年）一九六頁以下。
- (9) フリーマントル・前掲訳書二三頁以下。また、映画『8ミリ』（一九九九年）も人身売買の衝撃的な実態を描いている。
- (10) 前掲拙稿・注(4)・二頁以下。
- (11) オウム事件・裁判につき、佐木隆三『オウム裁判を読む』（岩波ブックレット四〇八号・一九九六年）。オウム破防法弁護団編著『オウム破防法事件の記録―解散請求から棄却決定まで』（社会思想社・一九九八年）。浅野健一『オウム「破防法」とマスメディア―続『犯罪報道』の再犯』（第三書館・一九九七年）。一橋文哉『オウム帝国の正体』（新潮社・二〇〇〇年）、などがある。
- (12) フリーマントル・前掲訳書二一三頁以下でも同旨の指摘がある。なお、同書を引用しながら論じたものに拙稿「臓器不足と生体間移植にみる日本人の生命倫理―脳死反対論と生体間移植推進論批判を中心にして―」教養論叢一一二号二〇〇四年七頁以下がある。なお、わたしは、二〇〇二年三月パリにシュワルツェンベルク博士を訪ね、EU議会ででの発言の真意を直接聞く機会を持った。現在でも、まだ、こうしたおぞましい事件はあるかの質問に、博士は

肩をすくめ、「では、何故、あなたは、遠い東京からわざわざわたしを訪ねてきたのか。こうした問題が、解決したという報道に接したことはない」という博士の答えであった。その博士は、二〇〇四年に逝去された。欧州議会が採択したシュワルツェンベルク報告 (Reports by Mr. Schwartzberg(A3-0074/93) and Mrs. Ceci(A3-0074/93): Transplantorgans-Self-Sufficiency in Blood (Vote). Official Journal of the European Communities, No. C 268/20, 4. 10. 19. 93) は、一九九四年のナポリ国際犯罪対策会議でもガリ国連事務総長が一項目としてとりあげ全世界的な窃盗および殺人による臓器密売買を明らかにしたのである。また、昨年六月パウエル長官により、日本は「人身売買」最警戒国レベル2であると警告されている。The Fourth Annual Trafficking in Persons Report by Colin L. Powell, U. S. Department of State Publication 11150, June 2004, pp. 1-274.

IV 九・一一テロ事件後のテロ組織とマフィア型犯罪組織の癒着

(1) タリバンによる子供誘拐・臓器売買——自国の子供を売ってテロ資金、何が「聖戦」か

スポーツ新聞『スポニチ』二〇〇一年一〇月三日付に以下のような記事が掲載された。「タリバン政権支配下の首都カブールを逃れてきた姉妹少女二人が二日、タリバンが子供たちを誘拐、殺害するなどして臓器売買をしていると証言した。『北部同盟』支配地域マフムドラキで、シャゼアさん(二四)とノデラさん(二三)が、共同通信のインタビューに答えた。シャゼアさんらによると、タリバン関係者の男たちが突然家庭に侵入し、子供たちを略奪。子供たちはその後タリバン政権を承認する隣国パキスタンで売られ、肝臓や腎臓、眼球などが売却されている。ノデラさんは『臓器は一つ約一、〇〇〇ドル(約一二万円)で取引されている』と話した。」と報道され、ビン・ラディン一派が、如何に低次元のテロを行っているか的一端が見えてきたように思われる。自国の子供を売ってテロ資金を作り、全く罪のない民間人が勤務する世界貿易センターを爆破し、四、〇〇〇人近い人が

命を奪われ、その関係者を含めれば何十万人の人の人生を狂わせてしまったのである。こうしたならず者達が一〇〇万遍の言い訳をしようが、「聖戦」なんてとんでもない話である。⁽¹⁾

(2) テロ資金の調達と核物質密輸——麻薬取引・人身売買・絵画ドロボー

わたしは、雑誌トップ・ジャーナルの連載「怒りの犯罪学」第一回「臓器売買の犠牲のために抹殺される子供達」(二〇〇〇年一〇月号)ですでに詳しく引用したように、フリーマントル氏は、「麻薬はテロの資金源になっており、核兵器や通常兵器の購入に熱心な中東の宗教支配国家の一部はそれによってヨーロッパの不安定化に狂奔する。これらの諸国はヨーロッパの美術品競売所を通して自国の名品を売り払い、さらなるテロ資金を調達してきた。その同じ美術品競売所を介して、旧ソ連帝国から大量に略奪された美術品のほか、EU一五ヶ国から盗んだ莫大な美術品が取引されているのである。⁽²⁾」と述べている。

また、わたしは、前述の世界一三カ国での日本の暴力団の海外における実態調査旅行から帰国した直後、一九九二年二月七日付の東京新聞で「フィリピンでは腎臓を臓器マフィアとは何か。フィリピンで、日本の暴力団が受刑者の腎臓を売買する事件があった。」と発言したことがある。また、朝日新聞(一九九九年一月二五日付)では、「お得意様は日本人」、「日本人が臓器バックツアードでフィリピン人から腎臓(移植バック)の料金一、二〇〇一、八〇〇万円)を買い漁っている」と報道している。

わが国でも最近では、失業問題が深刻化し、不良債権問題が未解決の昨今、ある金融業者の取り立ての際、「返済金なければ腎臓を一つ置いていけ」という脅しが現実のものとなるであろう。

臓器売買や人身売買の厳罰化に伴って、犯罪組織のブラック・ビジネスが地下に潜り益々繁盛するのである。日本では、売春の管理や営業、ポルノの製造・販売も禁止されているので、それらの「物」は、暴力団の資金源

になっている。臓器売買が禁止されている上に、臓器移植法の欠陥から深刻な臓器不足の状態にある。こうした臓器不足に付け込みボディー・スナッチャーたちはマフィアの非合法ルートを使って何の妨害も受けずに、貧困化した第三世界や東欧圏から子供達を誘拐したり、売買したりして膨大な利益を上げ、それがテロ資金として上納されているのである。また、こうした報道を裏づける資料は沢山ある。例えば、外務省主催「人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム」でのキャロル・ペラミー UNICEF 事務局長の「数百万の人々が家畜同然に売買され、国内で、あるいは国境を越えて密売され、決して逃げ出せない状況におこまれている。その状況は、強制労働、強制結婚、売春、不法養子縁組みによるものである。」⁽¹⁾、また、キャサリン・パレス・マセダ氏 (フィリピン) は、「国連では、少なくとも四〇〇万人が世界的な規模で毎年売買されていると推計している。そして、トラフィッキングは組織的犯罪によって浸透し、世界規模の産業に成長し、少なくとも年七〇億米ドル (約一兆円) を稼ぎだしている」⁽²⁾と述べている。

兼元俊徳元 I C P O 総裁の「国際犯罪組織によるトラフィッキングの実態と取り締まり活動」⁽³⁾では、蛇頭と暴力団による集団密航事件について詳しく報告し、「密航請負料一人三〇〇万円」としている。⁽⁴⁾この三年間に約三〇〇〇人の集団密航者が検挙されている (朝日新聞二〇〇〇年六月二一日付「上海マフィア日本進出―日本の暴力団と連携しながら密入国の手引きや偽装結婚、薬物密売、窃盗、旅券の不正取得などを手がけている」)。

- (1) 前掲拙稿「臓器不足と生体間移植にみる日本人の生命倫理」七頁以下。
- (2) フリーマントル・前掲訳書二三頁以下。Charles Hill 五四歳、前 Scotland-Yard 捜査官は、現在、盗難にあつたターナーやフェルメールの絵を追っている (ドイツ雑誌 Spiegel, 37/2001, S. 243)。ヒル氏の情報提供で作成されたテレビ番組に「NHK ハイビジョンスペシャル『フェルメール盗難事件―解き明かされた名画の謎』(二〇〇一年六月一九日)」がある。参考資料として、映画『迷宮のレンブラント』(一九九九年)がある。

(3) 外務省編報告書『人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム-Asia-Pacific Symposium on Trafficking in Persons』(二〇〇〇年一月二〇日・赤坂プリンスホテル)一一頁以下。また、財団法人日本ユニセフ協会編『子どもの商業的性的搾取の根絶に向けてー日本の国内行動計画の策定と子どもサイバーポルノ対策への提言』(一九九八年)。また、教え子の荒井由希子ILO幹部候補生をジュネーブに訪ね、東南アジアでの情報を得た際に入手したILO: Combating Trafficking in Children for Labour Exploitation in West and Central Africa, 2000. も参考になる。

(4) 兼本俊徳「ブレゼンテーション『国際犯罪組織によるトラフィッキングの実態と取り締まり活動』」前掲外務省報告書三二二頁以下。鬼塚友章「トラフィッキング事案の現状と課題」警察学論集五六巻九号二〇〇三年五一―六七頁。

United States Senate, Russian Organized Crime in the United States. Hearing of Committee on Governmental Affairs, May 15, 1996. Eberwein, Wilhelm and Tholen, Jochen, Market or Mafia. Russian Managers on the Difficult Road towards an Open Society, 1997.

Berthler, Catherine, The Trade in Organs in Europa-Organ Trafficking and Mafia-. In: Ethical Eye, Transplants. Edited by Council of Europe Publishing, 2003, p. 163.

V 政治的確信犯人の処遇に対する刑事政策的対応

(1) 政治的確信犯人の処遇——「社会治療」処遇の導入

わたしは、かつて前掲拙稿「政治と女性犯罪」において、「連合赤軍の女性メンバーたちの犯罪行為は、確信的な政治イデオロギーに基づいて必然的に惹起されたものとはいえない。そうであれば、刑事法的には、彼らの犯行を政治犯として処理することはできず、普通犯として処罰の対象とせざるを得ないであろう」(二二四頁)と論述した。

政治犯罪人に対する刑事政策的処遇を検討する場合には、影山教授が正しく指摘されるように単独犯としての確信犯的な政治犯罪人と九・一一テロ事件後に見られる大規模なテロ組織の構成員としての政治的確信犯人とに分けて論ずる必要がある。⁽¹⁾

1 確信犯的政治犯罪人

確信犯的政治犯罪人は、一定の主観的な政治目的や政治イデオロギーをもって、現体制下の法秩序を侵害・破壊する行為を実行する者であるから、彼らに対する処罰の根拠づけが困難である。その政治的確信に基づいて行われた違法行為については、「犯罪」成立の要件となる違法性の意識や期待可能性を認定することは困難であり、たとえ刑罰を科したとしても社会復帰のための説得はほとんど不可能であろう。

こうした事情にかんがみ、従来から、確信犯的政治犯罪人に対しては特別な取扱いが検討されてきた。ラートブルフの確信犯論⁽²⁾によれば、普通の犯人は、犯人自身が侵害した法律に対して保護を要求するという自己矛盾を犯すが確信犯人にその矛盾を指摘して説得することはできない(例えば、前述の日独女性テロリストの逮捕後の身の処し方が参考になる)。しかし、かつては、国家は、この種の危険な者をただ放置しておくわけにはいかなから、結局、「違った考え方をする者」として普通の犯人に対するのは違って「名誉を尊重する刑罰としての『監禁刑』を科すといった方法も考案された。ドイツでは、この刑罰思想は、ワイマール民主主義時代の法思想として、一九二二年のラートブルフ草案をはじめ、戦後の刑法改正草案などにも導入された。しかし、現行ドイツ刑法では、「政治犯に対する刑の問題は、刑の種類にあるのではなく、その内容にある」という意見の下に、「監禁刑」制度は採用されておらず、政治犯罪人は単一化された自由刑ないし保安処分の一つである保安監置処分(刑法六六条)の範囲内で処遇されている。

かつてわたしが訪問した一九八〇年頃のバイエルン州のシュトラウビンク保安監置施設では、施設のほぼ中央

に厚いコンクリートと鉄板で作った特別の舎房を設け、その中にテロリストを収容していた。しかし、二〇〇四年一月に二五年振りに見学した同所では、もうテロリストは一人も収容されていなかった。ただ、新装なった監視塔には自動小銃が備えつけられていたし、施設のグラウンドの上部には、ヘリコプターなどによるテロリスト受刑者の奪還を防止するワイヤーが張り巡らされていた。

ところで本来の意味での確信犯的政治犯罪人に対する矯正処遇の目標は何に求められるべきか。彼らには、洗脳とか転向などを働きかけ得るが、簡単に自己批判したり転向したりする確信犯人は、本当の意味の確信犯といえるか疑問である。もともと現体制を転覆させようとしていた政治的確信犯罪人に対しては、社会復帰を目的とする処遇はあり得ないことである。現体制側は、彼らをその刑期一杯社会の安全を確保するために拘束するだけであり、そのかぎりで妥協せざるを得ない。しかし、現在のドイツでは本人が望めば「社会治療」を受け、長期の「社会訓練」の後「社会復帰」の可能性も与えられている点などは参考に値する刑事政策モデルである。³⁾

2 確信的でない政治犯罪人

確信的ではない政治犯罪人に対しては、必ずしも名誉を重んじた処遇が行われるわけではない。これらの者の犯罪については、前述のように、それが政治的イデオロギーの結果行われたとしても、原則として、違法性の意識や期待可能性を十分に認定することができるから、一般の犯罪行為に対するのと同様に、個々の犯罪行為に比例した刑を言い渡すことになる。また、行刑においては、これらの者の社会的に不適応な原因を究明し、社会適応性回復のための教育、指導、援助などが矯正処遇上の目標となる。

小田晋教授は、「組織犯罪・テロリズム防止の方策が急務」として、以下のような、提言をされている。「ルクソール事件やリマ事件だけが問題ではなく、今日の政治的テロリズムと宗教的テロリズム、さらに企業を対象とするテロリズムの相互のポータレス化を考えても、『オウム真理教』がそれを連結、総合化して見せながら、し

かも我が国は団体としてのそれを消滅、解散させ得なかつたことを考えても、これらの脅威は我が国社会に対して明瞭に現存し、今後とも増大するものであることは論理的にみても明らかに推論し得る事柄ではないであろうか。さらに国際化現象は政治的にも、経済的にも、文化的にも、犯罪・カルトなど社会病理現象の上からみても今後ますます進展するであろうことは疑いを入れる余地がない。そういう状況下にあつて、あの『オウム真理教』に対する解散請求さえ却下され、主犯である開祖に対する刑事裁判でさえ、これほどの引き延ばしが許されている実情であるからには、我が国の治安と国民の安全を守る新たな手段を考える必要は当面、もつとも重大な課題だと言うほかはない。もし、新たなサリン事件のようなテロリズムが発生しても、この国はそれに対する有効な手段がないというのでは済まされないのである。つまり、組織犯罪とテロリズムの態様の変化に即応した法規の適用と、それが不可能なら立法が考えられなければならないのである。

①宗教的・政治的・経済的テロリズムの新たな態様とその総合化に直面して、テロリズムはそのイデオロギーではなく行為を対象とし、とりわけ団体構成員がその目的のために破壊活動を行った場合は、刑法上の共同正犯の成立を待たず、団体そのものを解体し得るものとする。団体のイデオロギーについては、問わないものとする。破防法について引き合いに出される治安維持法は思想をその対象にしたからこそ、あれほど無法な濫用を生んだのである。

②解散の指定は迅速に行政的に行い得るものとし、そのかわりテロリズムの概念を明確にし、ある要件を満たしたなら、これに必要なこととし、救済は司法手続(裁判)に委ね、その期間を明示するという方法を取る。テロリズムの定義は「暴力の行使の恐怖によって他者の重大化する組織犯罪とテロリスト集団の脅威およびその対策行動に影響を与えようとする事」でよいであろう。この場合、個人犯罪と区別するために、組織としての、あるいは同一の組織に属する複数の個人による共同行為であることを要件とする。

③『将来の危険』の要件の挙証責任は、被告、および団体側にある。ある団体または人物がある行動を連続して行い、そのことについての明確な悔悟または自己批判がないなら、状況次第ではその行動がまた反復される蓋然性が大きく、再びテロリズムが反復されないことを証明する責任は第一義的にはテロリストの側にある。

④組織犯罪の計画を立証するために、一定の嚴重な条件下での通信の傍受、マネーロンダリングの禁止などの条項を盛り込むこと。

⑤何よりも、組織犯罪・テロリズムの調査および防止にあたる機関の充実が必要である。公安警察が存在するといっても、それとこれとは目的も使命も同じでない。およそ文明国で、大国であれば、警察と並行調査する公安調査機関を持たないところはない。それは民主政治が唯一の治安情報源にのみ依拠しないで機能し、『警察国家化』することを防止するためにも、二本立ての情報機関は必要で、ただ両者が協力して動作するのが望ましいのである。犯罪の国際化、カルト、暴力団、過激派、総会屋、さらにおそらく近く生じるであろう単に反社会的な愉快犯集団などの出現を考えても、組織は十分に柔軟で機動的でなければならぬ。行政改革に便乗して、組織犯罪に対する機関の縮小を企図するようなことをすれば悔いを千載に残すようなことにもなりかねないのである。」として、大いに傾聴に値する提言をしておられる。

わたしは、政治犯に対する予防対策を構築する場合最も重要なのは、権力的な治安対策の強化だけではなく、現在の体制の側に立つ者が、憲法上の民主主義的な政治体制を実現し国民の福祉に役立つ経済的・社会的制度を確立し、「テロリズム」を生み出す根源的な原因になっている「貧困と差別、絶望と無関心」を解決し、そのために民主主義的・人道主義的法治国家を発展させ政情を安定させることであろうと考えている。

しかし、大多数の国民が満足し、安心できるような政治体制を確立しようとも、国家という一つの権力組織が存在する限り、その転覆や改革を狙うグループを根絶することができないことは、テロリズムの歴史研究が雄弁

に語るところである。とくに、政治目的を持った確信的犯罪人の処遇の問題は、もはや個別行為責任を原則とする現行刑事法のレベルの問題ではなく、高度な政治上の問題であり、より哲学的・宗教的な問題であることも看過すべきではなからう。

(2) オウム事件への破防法不適用の刑事政策的問題性

——刑法を改正してドイツ型「犯罪団体結成罪」・「テロリスト団体結成罪」の導入を

わたしは、NHK「クローズアップ現代」の取材に対して、わが国近代史上稀に見る凶悪宗教テロ集団のオウム真理教事件の処理の際、首班格の麻原彰晃被告人を死刑にする代わりに、特別無期刑を新設して被害者への謝罪のため、仮釈放のない終身刑で刑務所に収容し、オウム真理教団には、破防法七条（解散の指定）・八条（団体のためにする行為の禁止）を適用して、解散命令を出し二度と類似の宗教活動ができないようにするべきだと主張した。ただし、麻原被告人を死刑にすれば、彼は信者の「神」となり彼等に「聖戦」の根拠を与えることになるからである。⁽⁵⁾

しかし、宮坂直史助教が正しく指摘されるように、日本の国内安全保障政策（治安政策）を研究した政治学者のカッツェンスタイン (Peter J. Katzenstein) と辻中豊氏などの一九九一年の論文を引用して、「すなわち日本の国内安全保障政策は、必要に応じて漸進的な微調整を繰り返しただけであり、日本の過激派に対しては、根絶ではなくて『封じ込め作戦』、『長期消耗戦略』をとった。」と正確にのべている。そして、「このような戦略は、初の大量破壊兵器テロを引き起こしたオウム真理教に対しても変わることがなかったのである。オウム真理教事件では、信者以外に二四人もの死者（地下鉄サリン二人、松本サリン七人、坂本弁護士一家三人、公証役場事務長一人、VX殺人一人）に加えて、五、五〇〇人以上の負傷者を出したにもかかわらず、日本の戦略は変わらなかつ

た。」⁽⁶⁾としてゐる。

また、宮坂直史助教授は、「しかし破防法後の対応は後手に回った感が否めない。オウム真理教は、すでに宗教法人格は剝奪されていたが、任意団体として活動を許された。麻原をはじめ幹部が多数逮捕され、破産管財人がついているにも関わらず、オウム真理教はその力を蓄え始めた。公安調査庁が一九九九年二月に公表したデータによると、オウム真理教のメンバーは一五〇〇人、施設が全国三〇カ所以上、パソコン等の売上高は一九九八年には約六〇億円になった。一九九九年頃から住民や自治体によるオウム移転反対、追放運動が激しさを増してきた。二〇〇〇年一月末の段階で全国一三都県一八六自治体がオウムの進出に反対した。この時にはオウムの拠点はわかっているだけで一一都府県二六施設に及んだ。」⁽⁷⁾としてゐる。オウム事件を契機に立案された「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」が一九九九年一月に成立・施行された。しかし、この法律は、破防法の代用とされるはずのものであったにもかかわらず、「観察処分」があるのみで、「解散命令」や「団体のために行ふ行為の禁止」などの規定はなく、これは、「テロリスト団体規制法」にはなっていない。

もし、ビン・ラディンやその一派を逮捕し、政治的にも比較的中立の立場にあるわが国で特別裁判が行われ、何処の国の法律で裁くかにもよるが、アメリカや日本には「死刑」が存置されているし、主犯を含め逮捕者全員を死刑にするわけにはいかないであろうから、無期刑になった者達を何処の国の法律で、どうやって処遇するかも考えておく必要がある。

さて、ドイツ刑法一二九 a 条では、謀殺、故殺若しくは民族謀殺などの目的又は活動のため団体を結成し、構成員として参加した者には一年以上一〇年以下の自由刑、主謀者又は黒幕には三年以上の自由刑が科せられる。そして、宣伝しただけでも六月以上五年以下の自由刑が科せられる。また、今次の改正で同法一二九 b 条が新設され国外犯も処罰されることになった。⁽⁸⁾

更に、もし、将来の危険性が認定されれば、無期限の「保安監置」処分（刑法六六条）に処せられることになった。この「保安監置」処分の無期限化も合憲とされている。⁽⁹⁾ もちろん釈放後も厳しい無期限の「行状監督」（保護観察の一種）に付せられる。

現在、死刑を言い渡され審理中のオウム関係の被告人に対する刑事処分の方法についても、死刑制度を廃止しているドイツの上記のような刑事制裁制度などを参考にしながら、今から十分論議する必要がある。

(1) 影山・前掲書二〇〇頁。

(2) このラードブルフの確信犯人論については、すでに、瀧川幸辰「確信犯人と教育刑」『瀧川幸辰刑法著作集（第四卷）』（世界思想社・一九八一年）六〇八頁以下に詳しく訳出されている。「ラードブルフ教授は確信犯人において、改善不能といふ刑事政策的特徴と、確信―道義上・宗教上・政治上の―が行為の決定的動機を形作るところの心理学的特徴とに基づく定型を認め、この定型にあてはまる犯人―確信犯人―に対し、懲役刑・禁固刑の代りに監禁刑に科すべきことを主張したのである。」（同六一〇頁）。なお、必読の文献として、比嘉康光「確信犯人論史序説―ドイツにおける学説史を中心にして―」立命館法学一〇五号・一〇六号一九七二年四四八頁以下がある。

(3) この点に関して、瀧川博士は、その人道主義的罪刑法定主義の帰結から「刑罰によって矯正される確信犯人は、そのこと自体、確信犯人の本質に矛盾する。確信を洗落して牢獄を出て来る『確信』犯人のそれは、実は確信ではなかったのである。鋼鉄の確信を鍛へて牢獄を去る『確信』犯人のそれではなければ、真の確信といふことは出来ない。確信犯人に改善を目的とする刑罰―教育刑―を科することは、実は意味をなさないのである。」（私はラードブルフ教授の提案を是認したい。」（同六一四頁）と主張しておられる。本稿は、瀧川博士を私淑する立場から、その確信犯人論を支持する立場である。前掲拙著『ポストゲノム社会における医事刑法入門』で論述した罪刑法定主義・責任主義も瀧川学説の影響を受けたものである。拙著『刑事政策学入門』（立花書房・一九九一年）一六五頁。

(4) 小田晋・前掲書一八〇頁以下。

(5) 団藤重光『死刑廃止論（第六版）』（有斐閣・二〇〇〇年）一三八頁でも、「教主のカリスマ性を高める」ことを

理由に反対している。

(6) 宮坂・前掲書二五二頁。

(7) 宮坂・前掲書二五〇頁。

(8) 谷口清作「ドイツの組織犯罪対策立法―最近の動向から―」警察学論集五七巻八号二〇〇四年一六四頁では、「刑法二二九条bの新設は、米国同時多発テロ事件発生後ドイツで行なわれた一連の法改正のひとつで、従来の二二九条a（テロ組織結成罪）がドイツ国内でのテロ行為を目的とする場合しか処罰できず、今回の事件のようにハンブルクで教育を受けたエジプト人テロリストが米国でのテロ行為実行の準備を行なっているとの情報を得ても何らの措置もとれないことから行なわれた法改正で、『刑法二二九条（犯罪組織結成罪）、同一二九条aは、外国における場合でも適用されることができるとしたものである。本改正により、上記のような場合でも所要の規制措置をとることが可能になった。』としている。この二二九b条に関する詳しい記述はないが、二二九条と二二九a条に関しては、Felske, Karsten, Kriminelle und terroristische Vereinigungen-§§ 129, 129aStGB. Reformdiskussion und Gesetzgebung seit dem 19. Jahrhundert, 1. Aufl., 2002, Juristische Zeitschichte Bd. 7. があ²⁹。

最近の貴重な文献に、小島裕史「ドイツの治安関係法令―テロ対策法を中心に―(一)」警察学論集五六巻四号二〇〇三年一一三一―二八頁、同「(二)」五六巻五号一五一―一七四頁、同「(三)」五六巻六号一八三―一九九頁、同「(四)」五六巻七号一八五―二〇七頁、同「(五)」五六巻九号一〇九―一二三頁、同「(六・完)」五六巻一一号二〇〇三年一二五―一三七頁、などがある。

また、ドイツの「治安機関」に関する調査研究には、小島裕史「ドイツの治安機関の概要(一)」警察学論集五五巻一一号二〇〇二年八九―一〇四頁、同「(二・完)」五五巻一二号六七―一二〇頁、などの貴重な論稿がある。渡邊斉志「テロ対策のための立法動向」外国の立法二二二号二〇〇二年一〇五―一四頁。

(9) これにつき、拙稿「ポストゲノム時代の『無期自由刑』のあり方について―ドイツにおける死刑に代わる『無期自由刑』と社会治療処遇モデルの復活から学ぶもの―」犯罪と非行一四〇号二〇〇四年七〇頁以下。前掲拙稿・本稿二四六頁。ただし、両拙稿では、バイエルン州やバーデン・ヴュルテンベルク州の処執行法は、合憲と紹介したが、宮澤浩一「事後的保安監置に関する新立法動向について」現代刑事法七巻一号二〇〇五年一〇二頁で正しく指摘され

るように、両州法は、四月一〇日の判決で違憲とされている。しかし、五日前の判決では、「事後的保安監置」の新設そのものは合憲とされており、本稿では、罪刑法定主義に反するとする批判を支持したい。

VI 結びに代えて

以上、本稿ではわたしのライフワークでもある「確信犯人」論について九・一一テロ事件後のテロリズムの変遷や政治的確信犯人に対する刑事政策論などを中心に論述した。そして、この論述に際し、二〇〇二年の一月にドイツのテロ関連諸機関やEUの治安を担当するユーロポールも訪問し、聞き取り調査を行い、膨大な情報を入手した。しかし、その情報分析に基づく「確信犯人論」は紙数の関係で別稿に譲りたい。そこで以下では、これらの調査結果の若干のまとめを提示して本稿の結びに代えたい。

- (1) ドイツのテロ対策が、ナチスの戦争責任を前提に「人間の尊厳」の遵守を宣言したボン基本法に基づく民主主義的・人道主義的法治国家的秩序を守るための法的手段を実践している点を参考にすべきである。
- (2) わが国が本当に人道主義的、民主主義的法治国家ということであれば、もぐら叩きの場当たり的な法改正ではなくて、ポストゲノム社会にふさわしい二一世紀型の刑事法制に改正して、その中で本稿で検討したようなテロ撲滅対策や治安維持対策あるいは「政治的確信犯人」に対する刑事政策的対応などの問題を考えるていくことが必要である。
- (3) 治安当局は、現代のテロリストが、マスメディアを利用してのパブリシティ(宣伝、広報、知れ渡ること、衆人監視)効果を狙っているので、テロ行為をテレビなどによって劇場化させないためにもマスメディア対策も十分考慮し、メディアとの協調路線を選択すべきである。他方でメディア側の社会的責任としての協力

体制も検討されねばならない。

- (4) 九・一一テロ事件以降、イスラム原理教とキリスト教との宗教戦争の様相を呈している。わが国も、旧オウム真理教団の完全解散ができなかったので、教祖麻原被告人の裁判結果次第では、すでに勢力を拡大してきた同教団による「宗教テロ」が再び起こる可能性は大きい。ドイツのBND（イスラム原理教の活動監視に特化した連邦情報局）のような情報機関の設置が急務である。行政改革により公安調査庁などを縮小する方向は、国際刑事政策に逆行するものである。九・一一テロ事件の時も、あれだけ被害が大きかったのに、逆に言えば、あれだけの被害で食い止められたのは、ニューヨーク市の消防局をはじめ、治安当局が、オウムの地下鉄サリン事件の教訓を輸入し、毒ガス用の防毒マスクなどを用意していたので、救出活動がスムーズにいき、二次的被害を最小限に食い止めることができた教訓などを逆輸入して再発防止策に生かすべきである。

- (5) 九・一一テロ事件以後、ドイツをはじめ世界各国はテロ関連法の整備改正を行っている状況を、G8の一員として謙虚に受け止め、同盟国と対等のこのような事件との対応がわが国にも要請されている。そのために、戦後六〇年を節目に、憲法・刑法・監獄法の基本三法の抜本的改正が必要である。その際に、ドイツ刑法の「犯罪団体結成罪」や「テロリスト団体結成罪」類似の構成要件の導入が必要になる。特に、EU二五カ国は全て死刑を廃止している。EUに加盟するためにポーランドも死刑を廃止した。「死刑」を存置する非人道的な国とは付き合わないということで、トルコのように、日本がEUとの文化交流・経済交流が拒否されることも考えられる。

- (6) テロリスト逮捕後の処遇をどうするか、刑法・監獄法の改正を視野に入れた対策を早急に検討する必要がある。とくに、死刑を廃止した後、ドイツ型の刑事改善・保安処分制度（とくにその執行方法としての「社

会治療」処遇システム)の導入を検討すべきである。

(7) 前述の調査によれば、ドイツでは、連邦情報局(BND)を始め情報機関の縮小・廃止を求める声もあったが、九・一一テロ事件以降はむしろ情報機関の充実がはかられている。わが国においても公安調査庁を中心とした大規模な国際的「インテリジェンス・ネットワーク」作りが焦眉の急の問題である。ユーロポールなどの国際機関からの示唆を受けて「アラブポール」が設立される。アジアでもわが国がイニシアティブをとり「パシフィックポール」(これは、ストーベック・ユーロポール所長の提言である)などの国際的情報機関の設立を積極的に行うべきである。また、国内においてもバイエルン州のように情報機関と捜査機関の緊密なチームプレーによるテロ犯罪撲滅ネットワーク作りをする必要がある。

更に、組織犯罪やテロ犯罪対策の第一線で活躍できる人材養成機関を設置する必要がある。